

添田町 文化財保有域 活用計画

令和7年12月



添田町文化財保存活用地域計画

令和7年12月

添田町

目 次

序 章 計画作成の目的・位置づけ	1
1. 計画作成の背景と目的	1
2. 計画期間	1
3. 本計画の位置づけ	2
4. 本計画における文化財の定義	2
 第 1 章 添田町の概要	3
1. 自然的・地理的環境	3
2. 社会的環境	8
3. 歴史的環境	12
4. 文化財の概要	17
5. 文化財に関する既往の把握調査	28
 第 2 章 歴史文化の特性	31
1. 添田町の歴史文化の特性	31
2. 歴史文化の特性のまとめ	38
 第 3 章 添田町の将来像	39
1. 添田町の将来像	39
2. 将来像の実現に向けた基本的な 4 つの柱	39
 第 4 章 文化財の保存・活用の課題と方針	40
1. 基本的な考え方	40
2. 文化財の保存・活用の課題と方針	40
 第 5 章 文化財の保存・活用に関する措置	44
1. 基本的な考え方	44
2. 文化財の保存・活用に関する措置	44
 第 6 章 文化財の保存・活用の推進体制	51
1. 基本的な考え方	51
2. 文化財の保存・活用の推進体制	52

序章 計画作成の目的・位置づけ

1. 計画作成の背景と目的

添田町（以下、「本町」）は、福岡県の東南端、大分県との県境に位置し、古くから信仰を集め
る靈峰「英彦山」をはじめ、「耶馬日田英彦山国定公園」等の豊かな自然を擁するとともに、修驗
道や五穀豊穣等の様々な英彦山信仰により形成された歴史文化に富む地域である。

英彦山周辺は、国指定の文化財「英彦山神社奉幣殿*」をはじめ、社殿や坊舎等の歴史的建造物
が建ち並び、坊舎跡や墓地等の遺跡が確認されている。麓の平野部は、英彦山信仰による人々の往
來が形成した古くからの市街地に、国指定の文化財「中島家住宅」等の町家が軒を連ねている。無
形の民俗文化財は、修驗道の流れを汲む松会祈年祭や神幸祭等の祭礼、神楽等の民俗芸能といった
活動が地域に脈々と受け継がれている。

本町は、英彦山を中心とした歴史文化を活かしたまちづくりに取り組み、英彦山神宮参道の保存
整備や案内板等の情報発信に関する周辺環境整備、地域住民や子供に対する歴史文化の普及啓発、
歴史文化活用団体の設立・育成等の取組を推進してきた。

その一方、町内の歴史的建造物は、損傷の進行や維持管理の難しさから取壊されるものも見られ
る。また、人口減少や高齢化の影響による地域の担い手が減少に加え、価値観の多様化から祭り行
事への参加が消極的となる事態もみられ、祭礼や民俗芸能等の活動が衰退しつつある。特に、新型
コロナウイルス感染症の拡大による祭礼の中止で、民俗芸能の継続や継承は喫緊の課題となっている。
加えて、これら伝統的な祭礼や民俗芸能、歴史的建造物等は、情報発信の不足により、町内外
問わずその重要性の認識が低下している状況もある。

「文化財保存活用地域計画」は、文化財保護法第183条の3に規定される法定計画である。この計
画は、自治体において将来的なビジョンや取組みの具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用
に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランである。これに従って計画的に取組みを進め
ることにより、継続性と一貫性のある文化財の保存・活用の促進が期待される。また、取組みの方
向性を計画として広く周知し、町民や関係者の理解と協力を得ることにより、より充実した文化財
の保存・活用を図ることが可能となる。本町は、文化財を取り巻く社会情勢を踏まえ、町民や関係
者と協働で文化財を保存・継承し、本町固有の文化財を他分野にも積極的に活用していくことを目的
に、「添田町文化財保存活用地域計画（以下、「本計画」）」を作成した。

2. 計画期間

計画期間は、令和8年（2026）度から令和17年（2035）度までの10年間とする。

計画内容は、「添田町第6次総合計画」（令和3年（2021）度～令和12年（2030）度）等の改定
も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

計画期間中に変更を行う場合は、文化財保護法第183条の4および重要文化財保存活用計画等の認
定等に関する省令（平成31年（2019）文部科学省令第5号）第55条に基づき、「計画期間の変更」及
び「町域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生
じるおそれのある変更」を行う場合は、文化庁長官による変更の認定を受けるものとする。また、そ
れ以外の軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について福岡県および文化庁へ情報提供する。

* 文化財の指定名称は「英彦山神社奉幣殿」であるが、文化財を指す場合を除き現名称である「英彦山神宮奉幣殿」と表記する。

3. 本計画の位置付け

本計画は、「添田町総合計画」、「添田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づくとともに、その他本町の関連計画とも整合と連携を図る。また、福岡県の文化財の保存・活用に係る総合的な施策を定める「福岡県文化財保護大綱」の内容と整合を図る。

そして、本計画に基づくものとして、文化財の保存・活用に係る個別の計画を位置付け、本計画は町民や関係者、府内関係部署と連携し、文化財を守り、活かすまちづくりを推進していく役割を担うものとする。

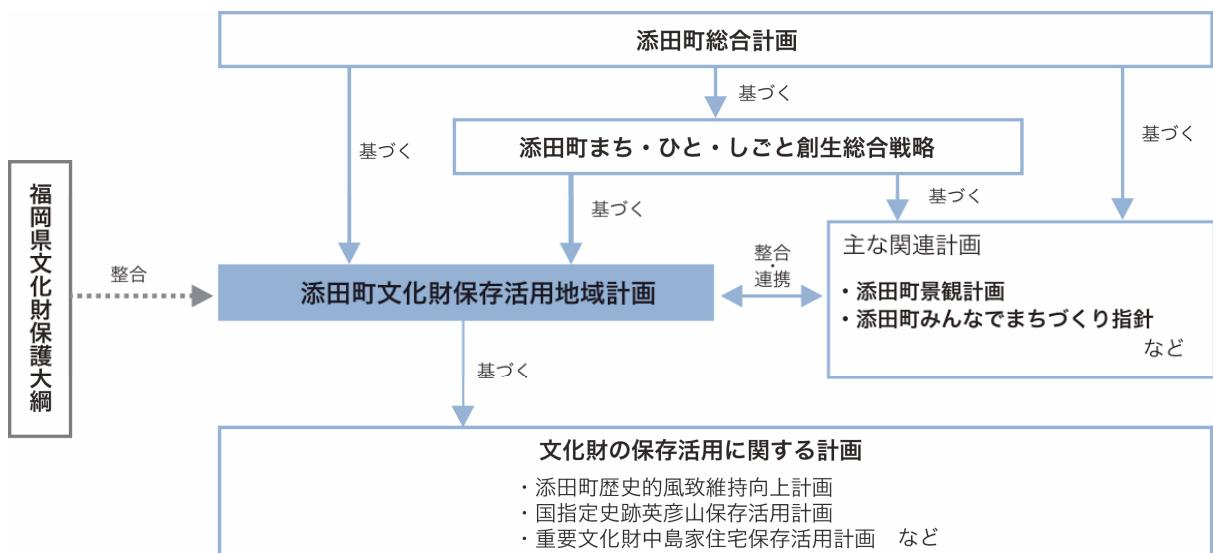


図 本計画と上位関連計画との関係

4. 本計画における文化財の定義

文化財保護法（昭和25年法律第214号）は、第2条において、「文化財」を6類型（①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群）と定義し、「埋蔵文化財」や「文化財の保存技術」についても保護の対象としている。

本計画は、文化財保護法第2条における6類型と「埋蔵文化財」、「文化財の保存技術」について、指定・登録等の保護措置が図られているものだけでなく、町内の歴史文化を語る上で欠かせない未指定の文化財も含めて「文化財」とし、計画の対象とする。

本計画の対象となる文化財

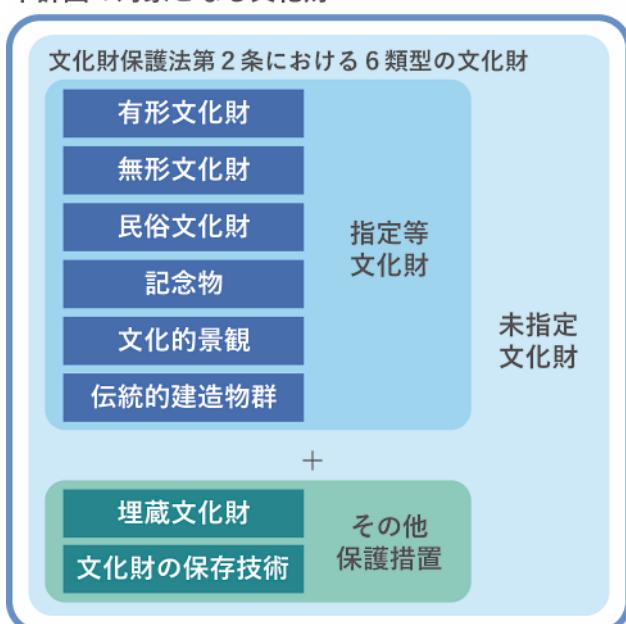


図 本計画における文化財の定義

第1章 添田町の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 添田町の位置

本町は、福岡県の東南端、福岡市及び北九州市から約40kmの距離に位置し、田川郡の最南端に位置する。町域は、東部はみやこ町、北部は赤村、大任町、川崎町、西部は嘉麻市、南部は東峰村、大分県日田市、大分県中津市に接する。

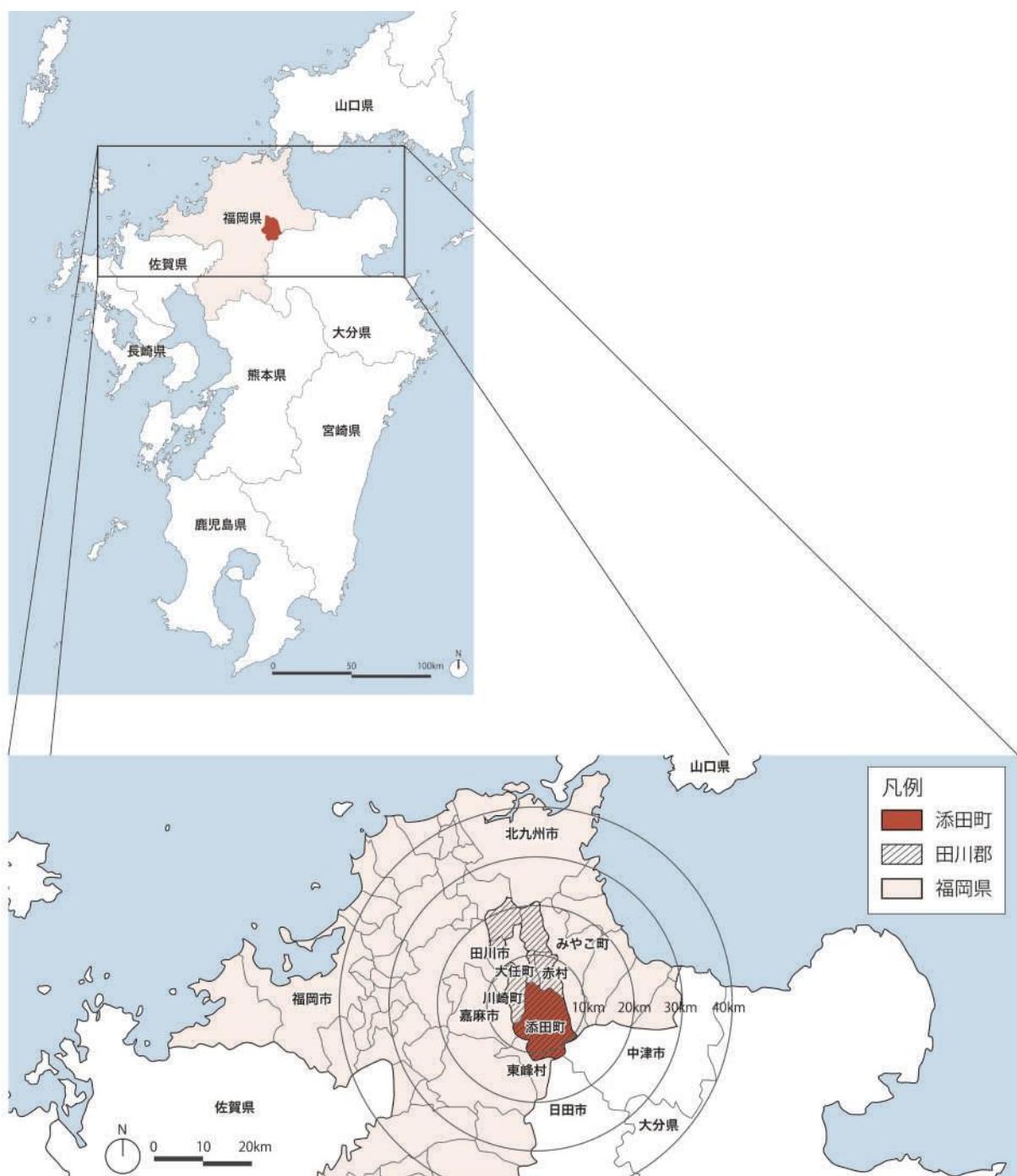


図 本町の位置

(2) 面積・地形

町域は、東西約13km、南北約16km、面積約132km²であり、その多くを山林が占める。地形は、町の南部にある英彦山を主峰として、鷹巣山や岳滅鬼山等の山々が東西に連なり、そこから北へ丘陵地がのび、町北部の添田駅周辺に平地が広がる。英彦山は標高1,199mを有し、晴れた日には南の方角に遠く阿蘇の山々を望むことができる。英彦山に連なる山々に登山道や九州自然歩道等が整備されており、老若男女を問わず気軽に登れる山として、一年を通じて多くの登山客が訪れている。

また、町域の北部に位置する岩石山は、ところどころに巨岩が露出する地形の険しい山である。山頂からは北西に位置する田川盆地を望むことができ、戦国時代に戦略上の要地として重視された。

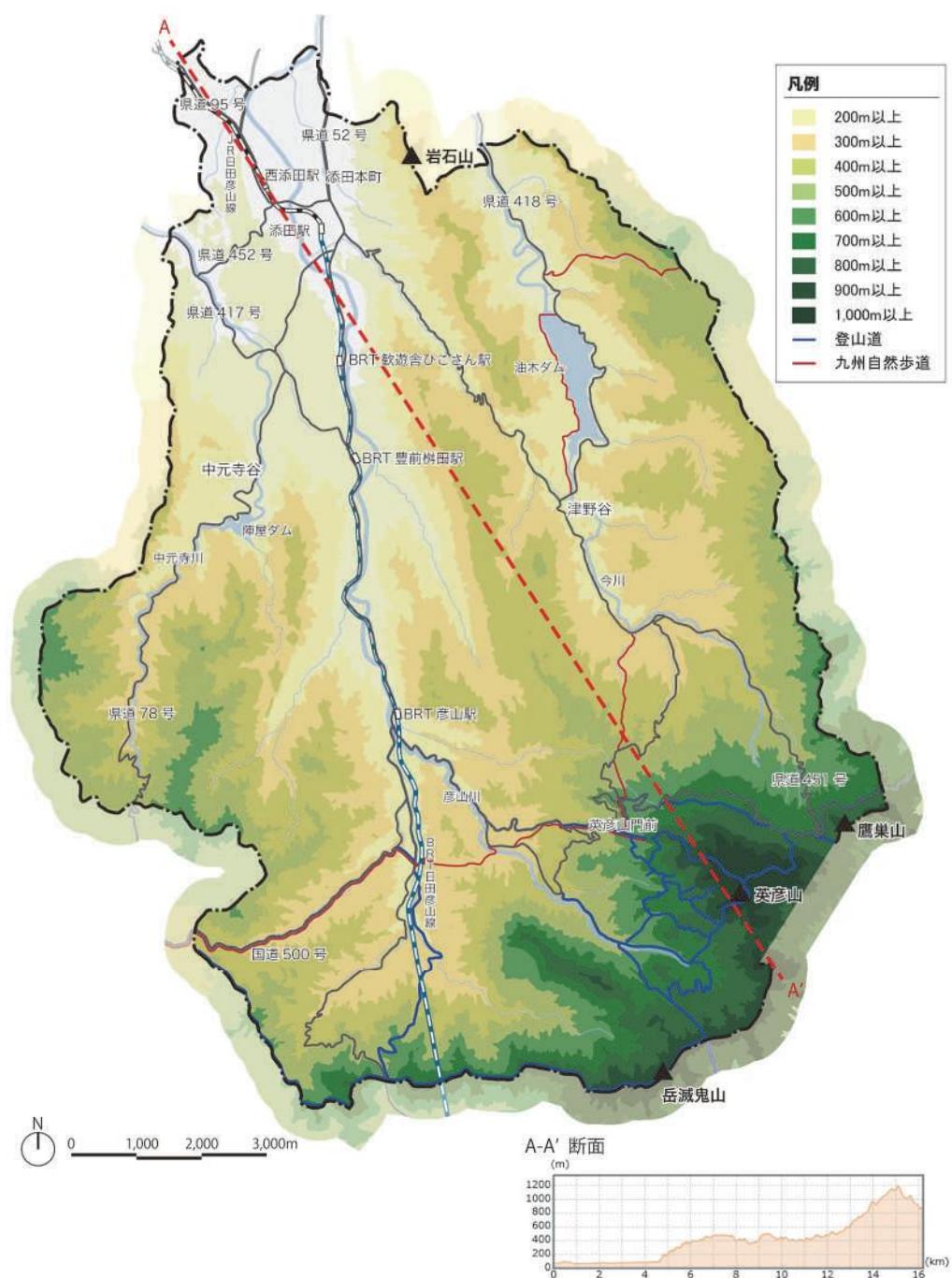


図 地形

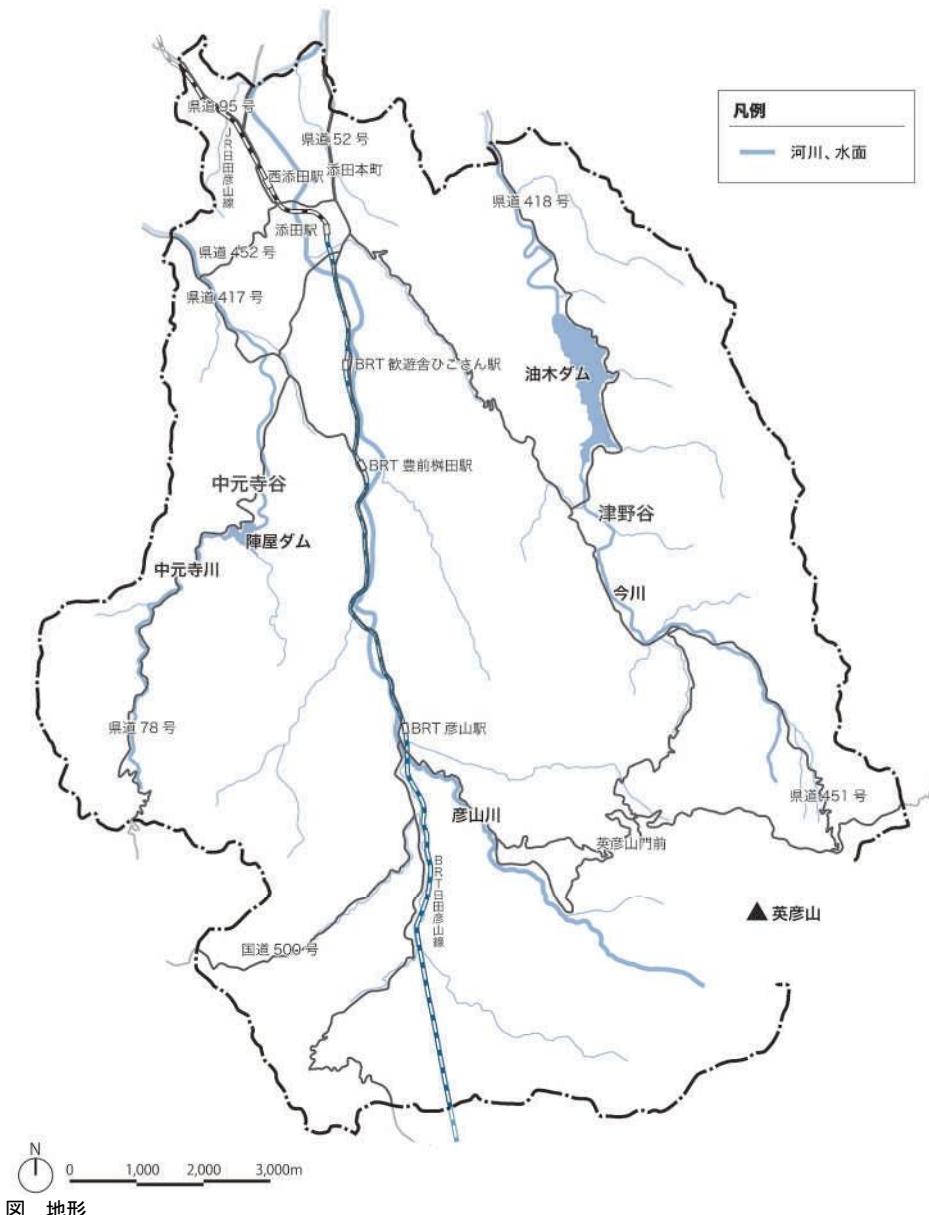
(3) 水系

本町を流れる主な河川は、東側の津野谷を流れる今川、英彦山に源を発し、本町の中央を流れる彦山川と、本町の西南端の町境を源流とし、西側の中元寺谷を流れる中元寺川である。今川は、瀬戸内海南西端の周防灘へ、彦山川と中元寺川は、下流の福智町で合流して遠賀川となり関門海峡の北西の響灘へ注いでいる。英彦山は異なる海につながる水系の源流が存在する「大分水嶺」であり、国内で4ヶ所のみ確認されている*。

これらの河川は、英彦山一帯の諸山の水を集め、水量も豊富である。英彦山裾野までの山間部は高低差と狭隘な川幅により急流であり、平野部は比較的緩やかな流れである。

上流部は深い渓谷と河岸の桜や紅葉が織りなす絶景が各所にあり、季節ごとに違った風情を醸し出している。また、清流に多くの淡水魚が生息している。

町内に洪水調整やかんがい等を目的とするダムが2つある。昭和46年（1971）に今川の上流部にあたる津野地区に油木ダムが、昭和50年（1975）に中元寺川の上流部にあたる中元寺地区に陣屋ダムが完成した。



*他の日本の大分水嶺は、北海道北見市・上川町・上士幌町の境界付近、福井県・滋賀県・岐阜県の県境付近、熊本県阿蘇山付近である。

(4) 気象

本町は、平野部の添田駅周辺（標高約80m）から山間部の英彦山の山頂まで1,100m以上の標高差があり、平野部と山間部で気象条件が大きく異なる。

令和6年（2024）の平野部（添田）の気温は、年間平均気温16.8°Cであり、夏季は最高気温が37.1°Cまで上がる。一方、山間部（英彦山）の気温は、年間平均気温14.6°C、最高気温28.7°Cと平野部よりも低く、相対的に涼しい。最低気温の月別の傾向は平野部と山間部で概ね同じであり、12月から3月までの冬季の最低気温は氷点下まで下がる。平野部は積雪はあまり見られないが、山間部は積雪量も多く、凍結等も著しい。

令和6年（2024）の年間平均降水量は、平野部（添田）の2,269mmに対し、山間部（英彦山）は2,563mmであり、一年を通じて6月から8月の降水量は多い。

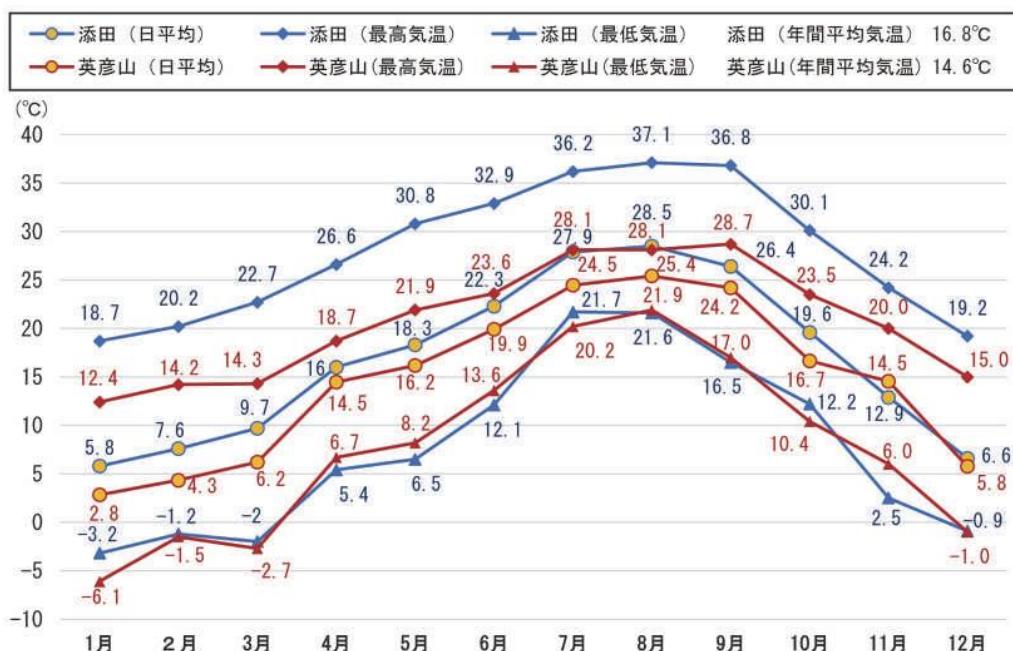


図 月別の気温 令和6年（2024）

【資料：添田／気象庁HP、英彦山：町資料】

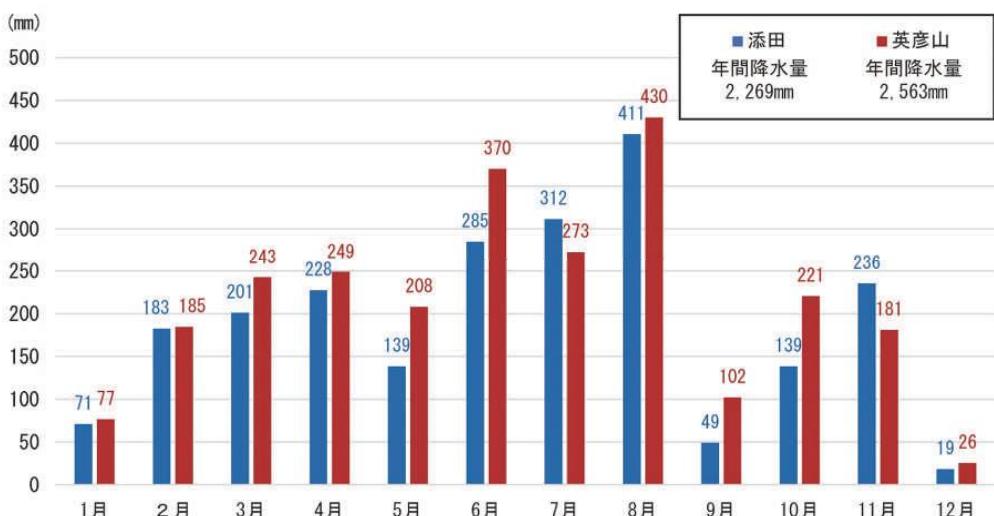


図 月別の降水量 令和6年（2024）

【資料：気象庁HP】

(5) 植生

本町は、添田駅周辺の平野部から英彦山の山頂まで1,100m以上の標高差があり、大きく2つの植生帯に分かれる。標高700mまではスギ・ヒノキ・サワラ植林を中心とする照葉樹林が分布し、それより高い場所にシラキ・ブナ群集やリョウブ・ミズナラ群集、イロハモミジ・ケヤキ群集を中心とした夏緑樹林が分布している。英彦山は、我が国屈指の靈山として自然が大切にされてきており、原生的な自然が広く存在する。また、英彦山は北部九州随一の高山であるため、ワチガイソウ、クロフネサイシン等の冷温帶植物の県内唯一の植生地で、福岡県で最も自然度の高い山域といえる。この豊かな自然環境が評価され、昭和25年(1950)耶馬日田英彦山国定公園に選定されている。

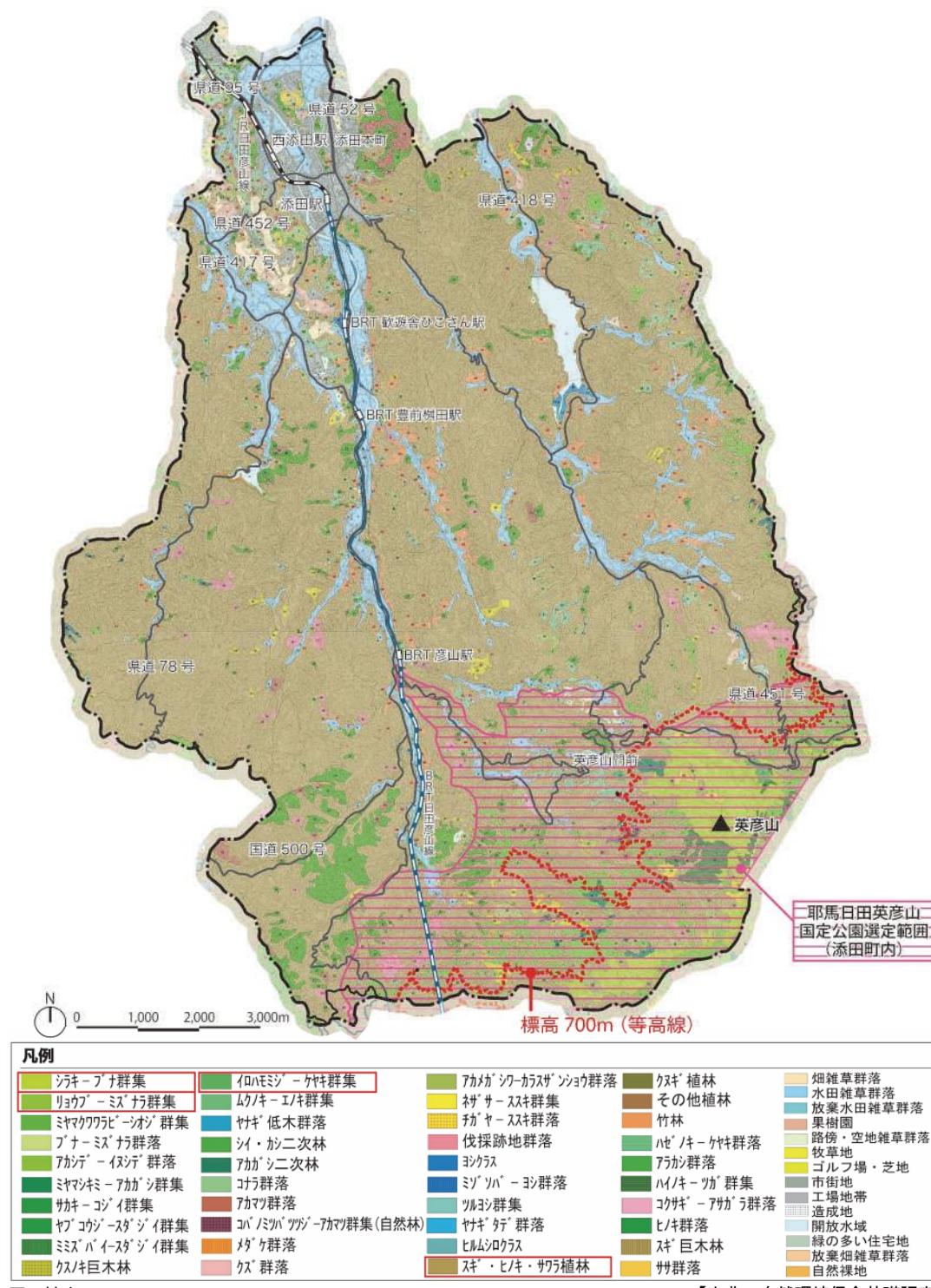


図 植生

【出典：自然環境保全基礎調査】

2. 社會的環境

（1）町村合併の経緯・地名

本町は、明治22年(1889)の町村制施行により添伊田村、野田村、庄村が合併して添田村となり、明治40年(1907)に中元寺村と合併、明治44年(1911)に添田町となった。そして、明治22年(1889)に落合村、桙田村、彦山村が合併してできた彦山村と昭和17年(1942)に合併し、昭和30年(1955)に津野村と合併して現在の町域となっている。

現在の大字（添田、庄、野田、津野、榎田、英彦山、落合、中元寺）は、明治22年（1889）の町村制施行以前に存在した8つの村の名称に由来するものであり、町内の地名として日常的に用いられている。

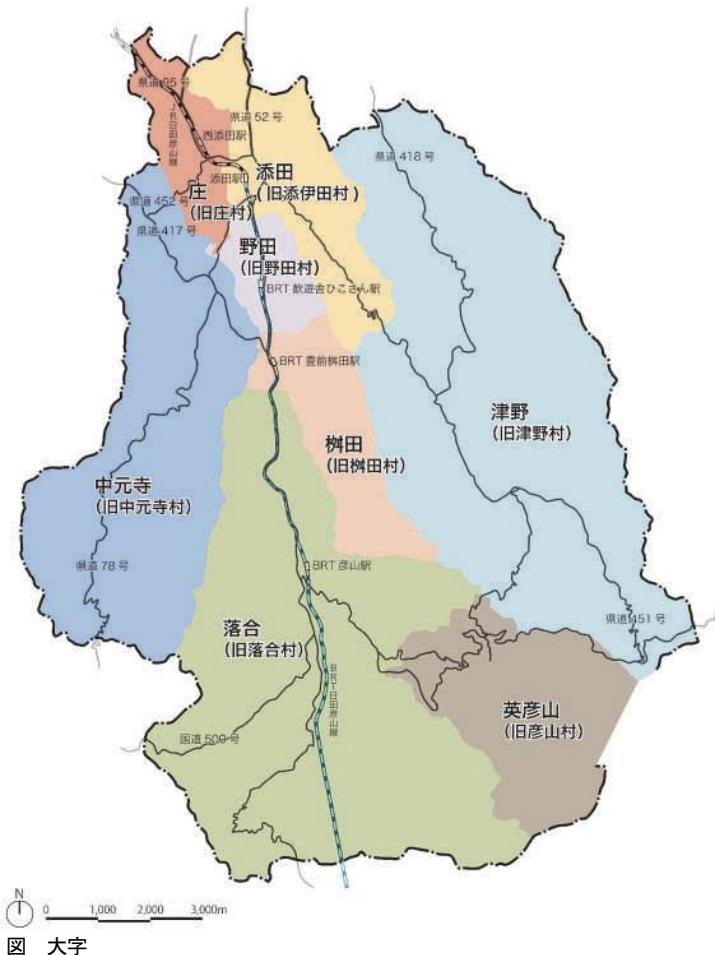


図 大字

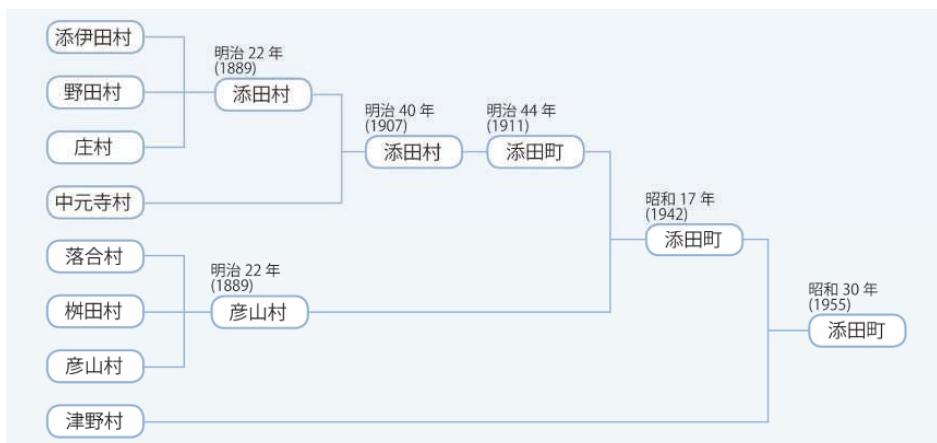


図 町の沿革

(2) 人口

本町の人口は、住民基本台帳では令和7年（2025）8月現在8,151人である。国勢調査による人口推移をみると、昭和10年（1935）以降、町村合併と石炭産業の発展により本町の人口は増加の一途をたどり、昭和30年（1955）に27,978人となった。しかし、エネルギー革命による昭和44年（1969）の炭坑完全閉山により、昭和45年（1970）の人口は最盛期の昭和30年（1955）から約11,000人もの急激な人口減少となり、それ以降も少子化や都市部への人口流出により徐々に減少している。令和2年（2020）時点の人口は8,801人であり、将来推計によると、令和27年（2045）の人口は4,612人である。

高齢化率は上昇傾向にあり、昭和60年（1985）の18%から令和2年（2020）に45%となり、約27%上昇している。将来推計によると、令和27年（2045）に約51%となり、今後も高齢化が進行することが予測される。

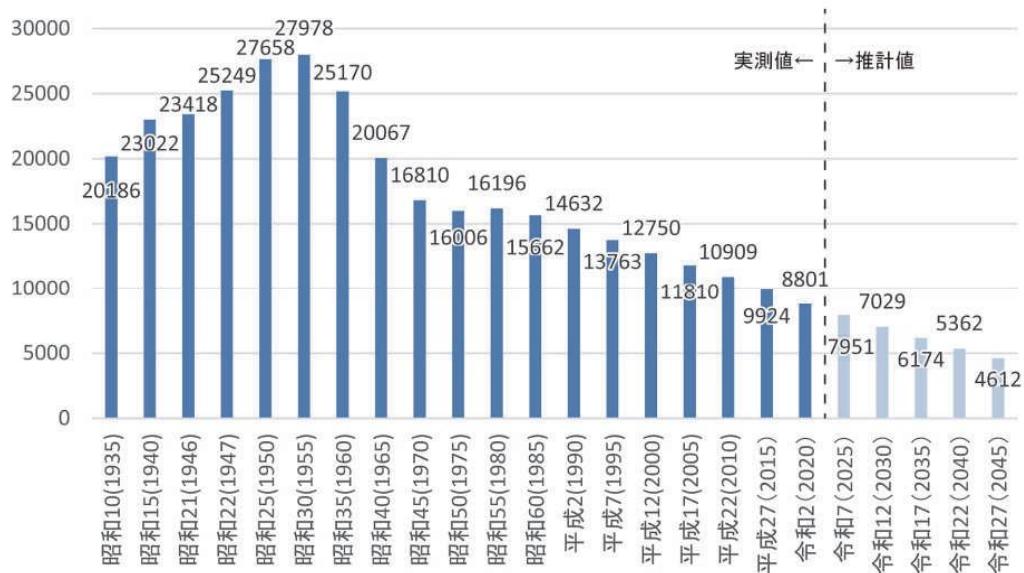


図 人口の推移（資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018）、国立社会保障・人口問題研究所））

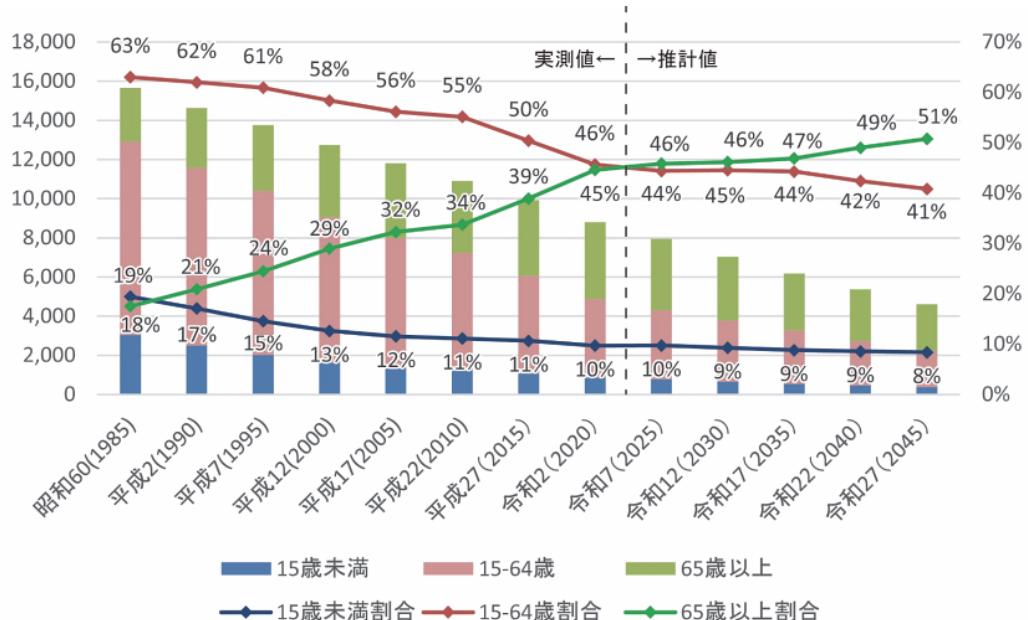


図 年齢区分別人口の推移（資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018）、国立社会保障・人口問題研究所））

(3) 交通

本町は、北部以外の三方向を山に囲まれ、昔から他地域との交通のため峠道が発達しており、国道500号や県道78号、県道451号等が整備され広域的な主要道路の役割を担っている。

広域の公共交通である鉄道は、小倉駅（福岡県北九州市）から日田駅（大分県日田市）を結ぶJR日田彦山線（城野～夜明間）が南北を縦断し、町内に5つの駅を有している。平成29年（2017）7月の九州北部豪雨により添田駅から日田駅の間が被災したが、その後整備が行われ、令和5年（2023）8月にBRT（バス高速輸送システム）の運行が開始された。本町内は添田駅から彦山駅の間は一般道を走行し、彦山駅から宝珠山駅（福岡県東峰村）の間はBRT専用道を走行する。

鉄道以外の公共交通機関はバスがあり、本町と田川市を結ぶ川崎町経由の西鉄バス筑豊株式会社の1路線がある。町内の公共交通の手段として添田駅を中心としたコミュニティバスが巡回しており、学生や高齢者等の移動手段として広く利用されている。

また、英彦山の参道に、英彦山花園から英彦山神宮奉幣殿まで、スロープカーが整備され、英彦山を参詣する人々に利用されている。

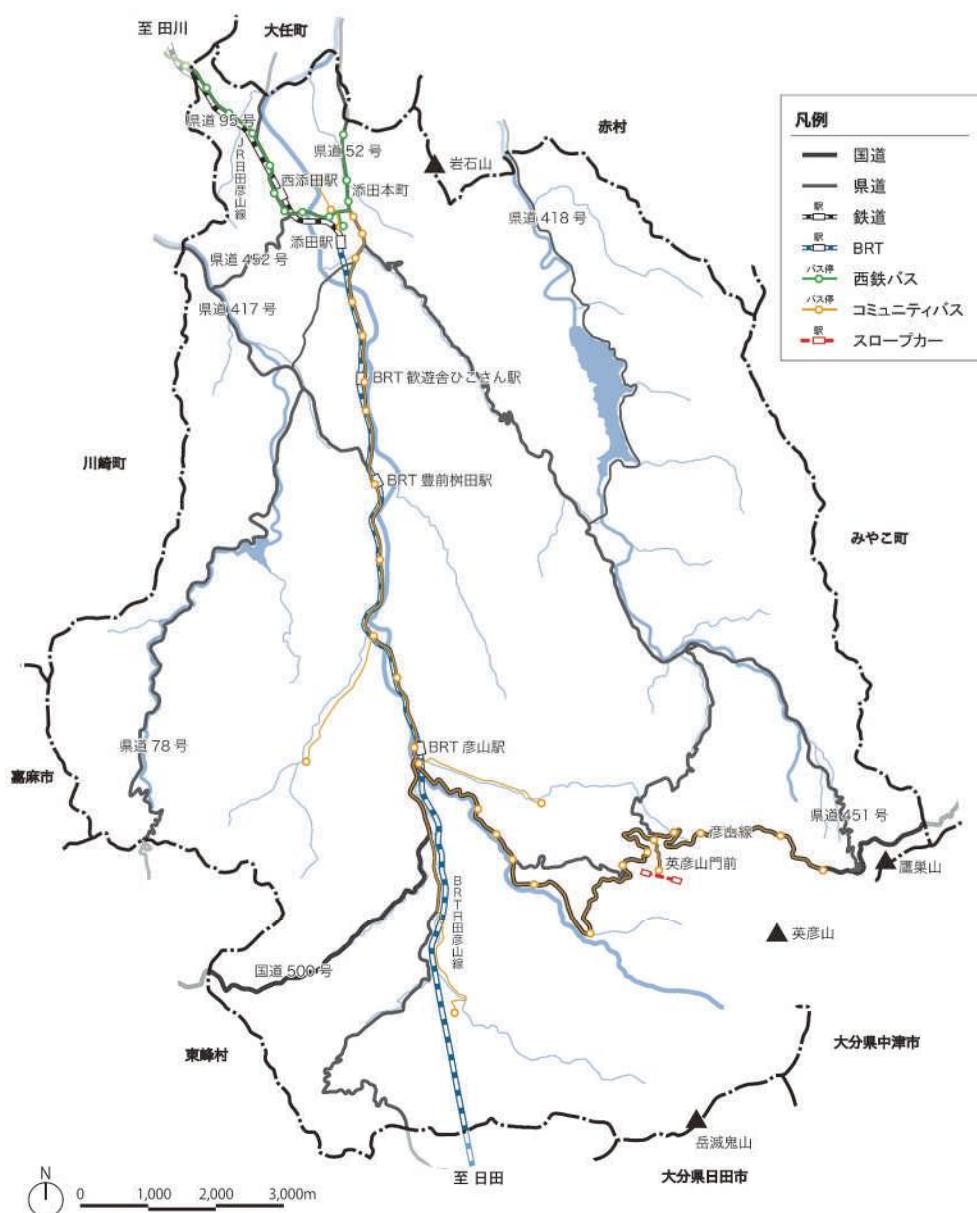


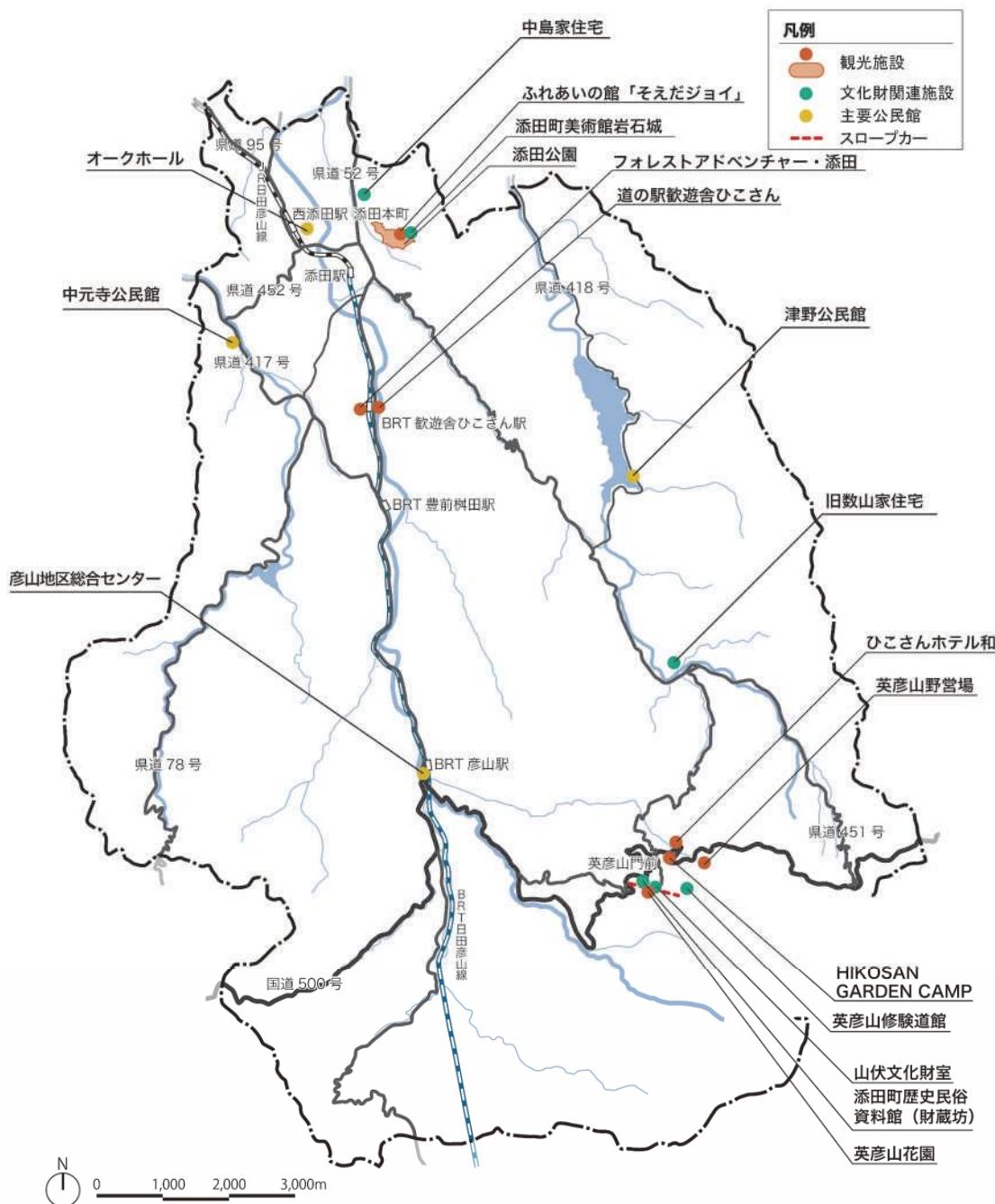
図 交通網

(4) 観光施設、文化財関連施設

本町は、有数の観光資源である英彦山を擁するとともに、観光振興としてバーベキュー等のアウトドアが満喫できる英彦山野営場や、ドライブオアシスと物産販売所を兼ね備えた道の駅歓遊舎ひこさん、観光客の宿泊施設であるひこさんホテル和等の多種多様な施設が整備されている。

文化財関連施設は、英彦山修験道に関する国指定の文化財等が展示されている英彦山修験道館、坊舎である財蔵坊を利用した添田町歴史民俗資料館、英彦山スロープカー花駅に設けられた山伏文化財室、添田公園内の添田町美術館岩石城がある。また、国指定の文化財である中島家住宅と旧数山家住宅は一般公開されており、中島家住宅ではひな人形や絵画等の展示や囲碁大会等のイベントも行われている。

主要な公民館はオークホール、中元寺公民館、津野公民館、彦山地区総合センターの4つあり、歴史講座等が行われる。そのほか、町内に地域の公民館が37箇所ある。



3. 歴史的環境

(1) 原始

1) 狩猟と採集による人々の営み

本町の南に、遠賀川、今川等北部九州の大型河川の源流をなす英彦山が位置し、豊かな自然に育まれて縄文時代から狩猟と採集による人々の営みの痕跡が確認されている。

英彦山山麓の津野地区、桝田地区の河川域に面した扇状地に多くの住居跡等を配した縄文遺跡があり、津野地区の下井遺跡でイノシシ捕獲用の落とし穴遺構が発見されている。

そのほかにも、津野地区の後遺跡の土壙墓から出土したヒスイ製大珠は、遠く1000kmも離れた新潟県糸魚川からもたらされたもので、当時の人々の交易の広さを示すものである。



後遺跡のヒスイ大珠

2) 大陸からの技術導入

弥生時代になると金属器生産が活発となり、本町でもいち早く大陸からもたらされた青銅器生産が開始されている。庄地区の丘陵に所在する庄原遺跡は弥生時代中期の初期青銅器生産遺跡であり、弥生時代の本町に高い技術を持った人々が暮らしていた。庄原遺跡からは、金属溶解炉跡や周溝状工房跡等の工房遺構とともに銅鉈の鋳型が出土している。銅鉈は木材の表面成形をする工具で、古代中国の楚(B.C. 230頃)の領域に多く見られ、古代朝鮮半島の墳墓や日本の有明海沿岸部の遺跡を中心に見つかっている。このことは、本町においても当時の人々が大陸と文化的、技術的な交流をもっていたことを示している。



庄原遺跡の金属溶解炉跡

3) 遠賀川上流域の古墳群

本町で古墳時代の集落等の生活の痕跡を示す遺跡は確認されていないが、彦山川沿岸域で9基の高塚式古墳と20基の横穴墓が発見されている。このうち、野田古墳(野田地区)と岩瀬古墳群(庄地区)、土器横穴群(庄地区)が現存する。これらは、遠賀川上流域に位置しており、古墳文化が内陸最深部まで及んでいたことがわかる。



岩瀬古墳 (岩瀬2号古墳)

(2) 古代

1) 彦山の開山と興隆

彦山の開山は様々な説があり、繼体天皇25年(531)に北魏の僧である善正による開山説が伝えられるほか、8世紀初めの役小角の入峯説や、その門流の寿元による天平6年(734)の開山、また豊前宇佐出身で宇佐神宮弥勒寺の別当法蓮による弘仁13年(822)の修験開祖説等がある。

彦山の名称の由来は、祭神である天忍穗耳命が日の神である天照大神の子であることから「日子山」と呼ばれていたが、弘仁10年(819)、嵯峨天皇が「日子」の2文字を「彦」に改める詔勅を下し、「彦山」となったと伝わる。

開山以降、聖域である山内において、山伏は「即身仏」となるために厳しく修行した。平安時代に末法思想が広まると山頂に多くの経塚が営まれ、彦山が信仰を集めていたことがわかる。

10世紀に僧侶や山伏らが次第に組織化され、修験寺院「彦山靈仙寺」として強大な勢力をもつた。また平安中期以降、神は仏の仮の姿であるという權現思想、神仏習合が世の中に広まると、彦山權現信仰が生まれた。

彦山はやがて天台系修験道の靈場として成長し、その名声は京都の朝廷にも届いていた。



彦山開山縁起絵
(江戸時代、英彦山神宮所蔵)

2) 荘園の成立

律令制下の国郡里制において、本町は豊前国田河郡雉怡郷に含まれ、時代を経るなかで現在の町域は各地の寺社莊園に組み込まれて発展した。

「宇佐神宮領大鏡」(鎌倉時代)は、中元寺から川崎町の安眞木にかけた一帯を「虫生庄」と呼んでおり、大宰府領であった。その後、永長2年(1097)、宇佐弥勒寺に寄進されたと伝えられており、後に中元寺莊となった。

本町の中元寺地区で奈良時代から平安時代の地方官庁跡とみられる遺跡が発見されており、中元寺地区の中元寺薬師堂に恵心僧都が安置したという平安時代後期の薬師如来坐像(県指定有形文化財)が現存する。また、永承2年(1047)に後冷泉天皇の勅願によって太宰府天満宮安樂寺の金堂が建立されるとき、「副田庄」等が寄進されたと伝わる。



中元寺薬師堂薬師如来坐像
(平安時代後期、上中元寺区所蔵)

(3) 中世

1) 彦山修験道の成立

鎌倉時代初期までに、彦山の山内集落や修行形態が完成した。

また、これまでの仏教的色合いから転じて、神幸祭や御田祭という神事的祭事の「松会」と称する祈年祭行事が、一月から二月に最も多く組み込まれていたことがわかっている。現在行われている柱松神事や御潮井採り、御田祭、神幸祭は、この神事に由来するものである。

「彦山諸神役次第」（文安2年（1445））に室町時代に彦山で三季入峯が始まったことが見え、吉野と熊野を結ぶ大峰奥駆道を手本として彦山での「峯入り」が定まった。その様子が『英彦山大権現松会之図』（寛政年間（1789～1801））に伝えられている。



図 峯入行事【出典：英彦山大権現松会之図（寛政年間（1789～1801）、英彦山神宮所蔵）】

2) 彦山の最盛期

平安時代以降、山伏が増加すると、僧侶を指導者として宗教的な規範や教義を習得して組織化し、それを統括する彦山座主を輪番制で選出する、自治的な統治が行われるようになった。しかし、元弘3年（1333）に、後伏見天皇の第6皇子の長助法親王が彦山座主の助有として着座すると、彦山座主は世襲制となり、明治時代初期の英彦山修験道の終焉まで存続した。このこともあり、彦山は室町時代に九州の中心的修験道教派としての地位を確立して発展を遂げた。

しかし戦国時代に入ると彦山は周辺の戦国大名の干渉にさらされ、永禄11年（1568）と天正9年（1581）に、大友氏の武力侵攻を受け、多くの堂舎を焼失して壊滅状態となった。さらに豊臣秀吉が神領を没収すると、彦山は一時衰退し、法灯消滅の危機を迎えた。

3) 岩石城の築城と廃城

岩石山は山伏の行場であったが、筑紫地域の要城として、保元3年（1158）に大宰大弐平清盛の命により、大庭景親が山頂を主郭とする城館である岩石城を築いた。岩石城は花崗岩の巨石奇岩と急峻な山容で構成され、細川忠興の書状に「天下一之城」と記された要城であった。築城以降、菊池氏、大友氏、大内氏、秋月氏に攻められ、帰属の変更を繰り返しながら、重要な城として存続した。天正15年（1587）4月、豊臣秀吉の九州平定に際し、島津方秋月氏の支城であった岩石城は前田利長、蒲生氏郷らの攻防により一日にして落城した。その後、小倉城の付城として豊前領主毛利勝信や細川忠興が支配したが、慶長20年（1615）の一国一城令により廃城となった。

(4) 近世

1) 彦山の再建と「英彦山」命名

彦山は江戸時代に各地の大名の庇護の下に再興し、大講堂(現、英彦山神宮奉幣殿)の再建と銅鳥居の建立を機に、その2つを結ぶ参道周辺に多くの坊舎が置かれ、門前が完成した。檀家は九州一円に広がり、その数は42万戸にも達した。山伏の数も更に増加し、800もの坊と3,000人もの衆徒が山中に集った。参詣者も増加し、2月の松会祈年祭に8万人もの参詣があった。

また、「彦山」の名称は、享保14年(1729)、靈元法皇から「英」の一字を賜り、読みはそのままで表記は「英彦山」となった。



英彦山神社奉幣殿（重要文化財）

2) 英彦山への往来による街道筋の繁栄

英彦山への「英彦山詣で」が盛んとなり、「英彦山権現講」と称して多くの参詣者を集めた。英彦山詣でにより、小倉城下と天領日田から英彦山に至る街道である通称「日田道」が発達した。小倉藩主の細川忠興は独自の行政制度である「手永」制を導入し、日田道街道筋の添田地区の添田本町に「添田手永」を置いた。これにより、添田本町に大庄屋の中村家を核として多くの町家ができる。また、酒醤油の醸造業等が盛んとなり、櫻蝦製造等も営まれた。

英彦山詣での参詣者は、筑前、豊前、筑後、日田天領の各方面から郡境・国境の峠を越え、英彦山に到達した。俗に「英彦山七口」と呼ばれる、7つの参詣口である。添田本町から英彦山落合口に向かう道中の野田地区に「高札場」と茅葺の趣のある野田庄屋の宮田家がある。宮田家はかつては英彦山松会参詣の草鞋替えの場所として、「草鞋接待」の幟を掲げていたといい、その風格を留めている。現在は、観光や登山として英彦山へ参詣する人も多くなったが、権現講等の伝統的な参詣行事の風習が残る地区もある*。

また、英彦山の神領を明確にすることを目的として大行事社と呼ばれる神社が周辺に置かれ、現在は津野地区の2社と落合地区の1社が明治初期に「高木神社」と名称を変えて残っている。津野地区の高木神社で御潮井採りや神幸祭と神楽等の、落合地区の高木神社で神幸祭と獅子樂等の、英彦山と縁の深い祭りが今も執り行われている。

3) 英彦山修験道の終焉

江戸時代後期になると、度重なる飢饉等の社会不況や大火災等で山伏社会は衰退した。幕末に急進派の山伏が長州奇兵隊と結び、尊皇攘夷へと傾倒し、座主教有は攘夷祈祷を発願した。この不穏な動きを察知した小倉藩により、文久3年(1863)、多くの山伏を小倉の獄に繋ぐ「英彦山義僧事件」が起こった。

明治維新を迎えるに因り、英彦山座主の教有は僧籍を返上し、「英彦山靈仙寺」を「英彦山神社」に改称した。ここに英彦山修験道は終焉した。

* 現在でも佐賀県神埼地方で毎年2月15日に「大島の水かけ祭り」として権現講を行っており、祭りの後、直会で代参者を決めて御田祭などに参詣している。

(5) 近・現代

1) 炭坑による繁栄

明治維新後、近代化に向けた殖産政策として官営八幡製鐵所が創業され、石炭需要が拡大し、筑豊各地に次々と炭鉱が開業した。筑豊炭田は軍需拡大に伴って国内第一の産出量を誇った。本町においても明治18年(1885)に峰地炭鉱の採掘が始まり、大正時代までに峰地三坑等が開坑した。

英彦山は明治時代以降、門前町の旅館を中心に炭鉱就業者の保養所として賑わい、添田地区も商業施設が拡充し、峰地炭鉱のあった上添田駅(現、添田駅)周辺に映画館、劇場等の娯楽施設も整備された。

しかし、新エネルギー革命期を迎える昭和36年(1961)の峰地一坑の閉山を機に炭坑は衰退し、昭和44年(1969)にすべての炭坑が閉山した。



昭和20年代(1945~1954)の峰地炭鉱 峰地一坑全景

2) 炭坑閉山後

炭坑閉山後は、炭坑就労者の人口流出や地下坑道陥没の影響による地盤沈下等の問題が発生したため、地場産業の振興を図るとともに、家屋や田畠等への鉱害復旧事業を行い、ボタ山や炭坑住宅は全て取り壊された。炭鉱という主要産業を失った本町は、豊富な自然を生かした林業、水はけのよい中元寺地区の金の原台地での畑作農業、花卉栽培等が地場産業の中心となり、今日に至る。

一方、豊かな自然と悠久の歴史を育んできた英彦山は、昭和25年(1950)、「耶馬日田英彦山国定公園」として国内最初の国定公園に選定されると、昭和40年(1965)に町営国民宿舎「ひこさん」、昭和46年(1971)に県立「英彦山青年の家」が開所し、多くの観光客で賑わった。

鉄道は小倉駅から彦山駅まで開通していたが、昭和31年(1956)に日田彦山線(城野駅から夜明駅まで)が開通し、これにより、英彦山の登山口としての彦山駅の年間乗降客は、昭和31年(1956)に18万人を越えた。

このように観光振興に力を入れる一方、治水・利水の観点から昭和46年(1971)に「油木ダム」を、昭和50年(1975)に「陣屋ダム」を完成させ、農林業や工業等の産業と住環境の改善を図っている。

平成以降も観光業に力を入れており、英彦山においては、平成17年(2005)の「英彦山花園」の開園と合わせて「英彦山スロープカー」の運行が開始された。平野部においては、平成11年(1999)にふれあい物産センター「歓遊舎ひこさん」を開業し(平成17年(2005)に道の駅として開駅)、平成20年(2008)にJR日田彦山線に「歓遊舎ひこさん駅」が開業した。近年は、令和2年(2020)にキャンプ施設「HIKOSAN GARDEN CAMP」が、令和5年(2023)に自然共生型アウトドアパーク「フォレストアドベンチャー・添田」が開業した。このように、豊かな自然と英彦山を中心とする歴史と文化を活かした取組みが進められている。

4. 文化財の概要

(1) 指定等文化財

本町は、さまざまな種別の指定文化財を有しており、国指定の文化財と福岡県指定文化財(以下、県指定の文化財)、添田町指定文化財(以下、町指定の文化財)を合計すると32件の指定文化財が存在する(令和7年(2025)8月現在)。多くの指定文化財は、英彦山修験道に関する文化財であり、「英彦山神社銅鳥居」や「英彦山神社奉幣殿」等の社殿、山伏の坊舎等の有形文化財が英彦山周辺に分布している。英彦山の麓に、英彦山への往来により形成された日田道の町家建築や集落の農家住宅等の有形文化財(建造物)が分布している。これらの文化財は、英彦山修験道が興隆した中世から神仏分離により終焉を迎える近世までを物語る文化財である。なお、町内においては指定・登録された無形文化財、選定された文化的景観及び伝統的建造物群は所在しない。また、記録作成等の措置を講すべき無形文化財及び無形の民俗文化財の選択はない。そのほか、文化財の保存技術の選定はない。

表 指定等文化財件数(令和7年(2025)8月現在)

大分類	中分類	国指定 ・選定	国選択	県指定	町指定	国登録	計
有形文化財	建造物	4	-	1	1	0	6
	絵画	0	-	0	0	0	0
	彫刻	0	-	1	1	0	2
	工芸品	2	-	1	0	0	3
	書跡・典籍	1	-	0	0	0	1
	古文書	0	-	0	0	0	0
	考古資料	1	-	0	0	0	1
	歴史資料	0	-	0	0	0	0
無形文化財		0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	-	4	0	0	4
	無形の民俗文化財	1	0	0	1	0	2
記念物	遺跡	1	-	1	2	0	4
	名勝地	1	-	0	0	0	1
	動物、植物、地質鉱物	2	-	4	2	0	8
文化的景観		0	-	-	-	-	0
伝統的建造物群		0	-	-	-	-	0
合計		13	0	12	7	0	32

1) 有形文化財

有形文化財は13件あり、内訳は国指定8件、県指定3件、町指定2件である。建造物は国指定のものに英彦山地区の「英彦山神社奉幣殿」、「英彦山神社銅鳥居」、英彦山に至る街道沿いに添田地区の「中島家住宅」、津野地区の「旧数山家住宅」がある。そのほか、英彦山に関連するものを中心^{しゅげんいたおい}に国指定の「修験板笠」や「彦山三所権現御正体」等の工芸品や書跡・典籍、考古資料がある。



英彦山神社奉幣殿



英彦山神社銅鳥居



中島家住宅



旧数山家住宅



修験板笈



彦山三所權現御正体

2) 民俗文化財

民俗文化財は6件あり、その内訳は国指定1件、県指定4件、町指定1件である。有形の民俗文化財は4件あり、主なものに坊舎を含む県指定の「英彦山資料」と「英彦山楞厳坊修験資料」がある。無形の民俗文化財は2件あり、津野地区に伝わる「津野神楽」が国指定の「豊前神楽」の1つとして指定されているほか、英彦山門前でお盆に踊られる町指定の「彦山踊り」がある。



財藏坊（英彦山資料の一部）



英彦山楞嚴坊修験資料



津野神楽（豊前神楽）



彦山踊り

3) 記念物

記念物は13件あり、その内訳は国指定4件、県指定5件、町指定4件である。遺跡は、「英彦山」が約90haの面積で国の史跡に指定されているほか、庄地区の弥生時代の遺跡である県指定の「庄原遺跡」や山伏の墓地である町指定の「英彦山大河辺山伏墓地」、野田地区の町指定の「野田の高札場」がある。名勝地は、英彦山内にある複数の庭園が「英彦山庭園」として国の名勝に指定されている。動物、植物、地質鉱物は、強度の異なる地質が隣接し、浸食によって柱状の丘を形成するビュート地形である「鷹巣山」が国の天然記念物に指定されているほか、落合地区、津野地区の植物等がある。



英彦山



野田の高札場



英彦山庭園（旧亀石坊庭園）



鷹巣山

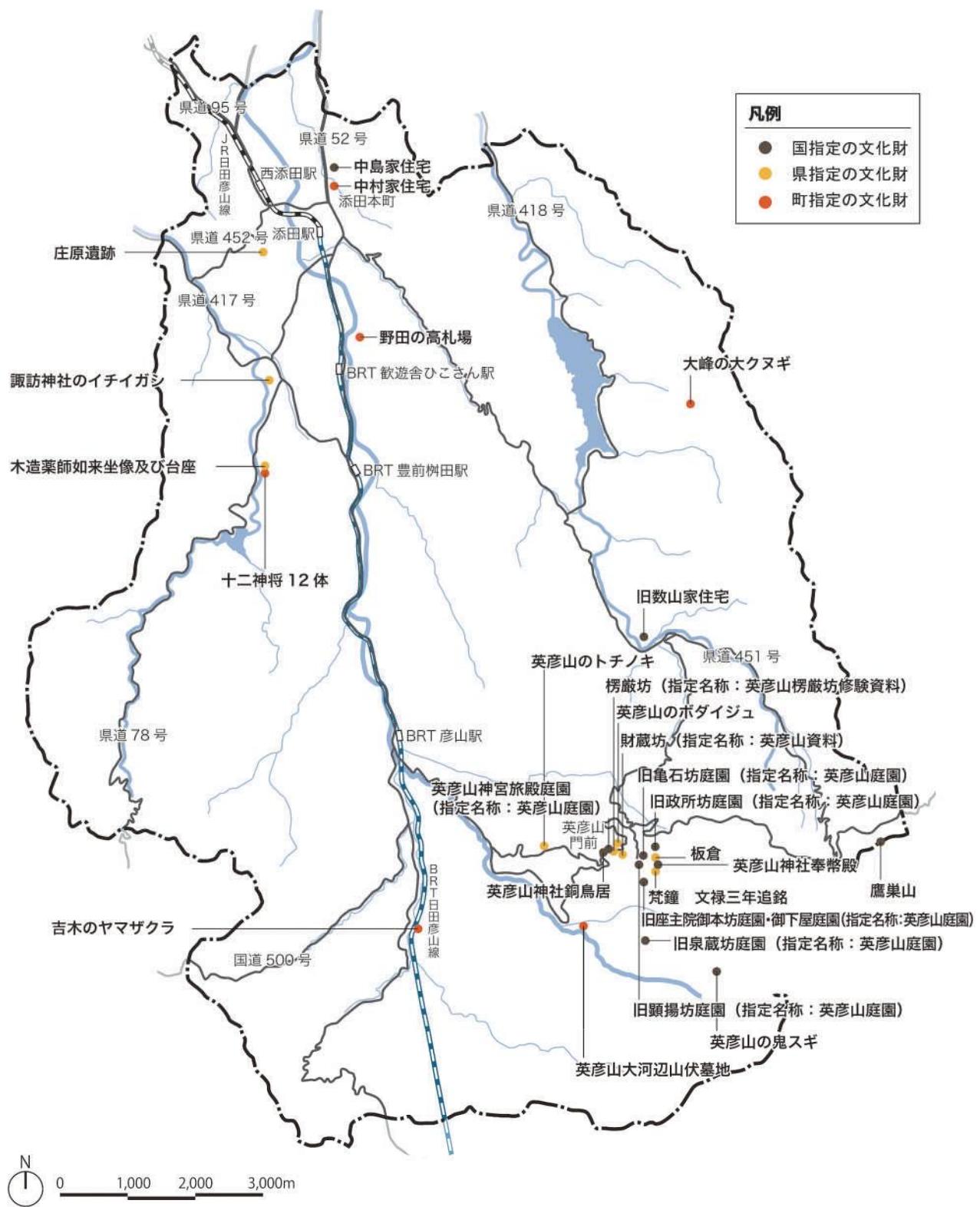


図 主な指定等文化財の位置

(2) 未指定文化財

本町は、これまでに文化財の把握と価値付けに取り組み、重要性の高いものは、指定による保護を図ってきた。これまで把握してきた指定等文化財以外の未指定・未登録の文化財（以下、未指定文化財）は、令和7年（2025）8月現在814件である。

表 未指定文化財件数（令和7年（2025）8月現在）

大分類	中分類	計
有形文化財	建造物	44
	絵画	120
	彫刻	78
	工芸品	27
	書跡・典籍	99
	古文書	9
	考古資料	2
	歴史資料	1
無形文化財		0
民俗文化財	有形の民俗文化財	260
	無形の民俗文化財	51
記念物	遺跡	46
	名勝地	48
	動物、植物、地質鉱物	4
文化的景観		0
伝統的建造物群		0
埋蔵文化財		25
文化財の保存技術		0
合 計		814

1) 有形文化財

建造物は44件である。英彦山門前に、かつての山伏の活動拠点である「正賢坊」等の坊舎、「英彦山神宮旅館」等の社殿、「花山旅館」等の旧旅館がある。英彦山門前の周辺に、英彦山の東の玄関口であり、牛馬信仰により多くの参詣者を集める「高住神社」がある。

また、英彦山への往来により形成された添田地区の日田道沿いに、「岩城家住宅」等の町家建築や「旧添田銀行」等の洋館建築、「御成門」等の歴史的建造物が今日も残されており、家屋の多くは今日も住居として使用されている。

そのほかの各地区の日田道沿いやその周辺部の集落にも神社があり、「上津野高木神社」や「添田神社」等の神社で、現在も神幸祭をはじめさまざまな祭礼や民俗芸能が行われている。

建造物以外の有形文化財は、絵画120件、彫刻78件、工芸品27件、書跡・典籍99件、古文書9件、考古資料2件、歴史資料1件である。その多くは英彦山地区にあり、英彦山修験道に関連する文化財で、英彦山修験道館、山伏文化財室や坊舎等に展示・保管されている。例として、俯瞰図絵師である吉田初三郎が英彦山を描いた「英彦山靈山図」や鎌倉時代初期「神将形立像」、英彦山修験

道で用いられた「経机」、豪潮律師による書「南無阿弥陀佛」、英彦山座主を務めた高千穂家の
「高千穂上家文書」、江戸時代の添田本町の町割り等が記される「大絵図」がある。

【英彦山門前周辺の建造物】



正賢坊



花山旅館



高住神社

【添田地区の日田道沿いの建造物】



岩城家住宅



旧添田銀行



御成門

【各地区の神社】



上津野高木神社



添田神社



英彦山靈山図（昭和8年（1933）、英彦山神宮所蔵）



神将形立像（鎌倉時代後期、英彦山神宮所蔵）



經机（天保10年（1839）、英彦山神宮所蔵）



書「南無阿弥陀佛」（江戸時代、添田町所蔵）



高千穂上家文書（添田町所蔵）



大絵図（添田町所蔵）



銅鉢鋳型（添田町所蔵）

2) 民俗文化財

有形の民俗文化財は260件あり、英彦山修験道に関係するものが多く、英彦山地区の板碑や庚申碑、供養塔等がある。

無形の民俗文化財は51件あり、英彦山地区における祭礼が多く、そのほかに各地区で継承されている祭礼や民俗芸能、工芸品、食文化、物語・伝承がある。

英彦山修験道の中心的な行事である松会祈年祭として行われた「柱松神事」、「御田祭」、「神幸祭」の一連の神事や、御田祭、神幸祭に先駆けて山中祓いを行うための「御潮井採り」といった行事が開催時期や形を変えつつも当時の面影を保ちながら今日まで厳粛に執り行われている。

そして、農耕の予祝祭として行われる英彦山から始まる神幸祭は、水の流れとともに下流地域に広がるように、時期をずらしながら各集落で行われる。神幸祭において、国指定の文化財である津野神楽のほか、「野田獅子楽」や「落合獅子楽」のような民俗芸能が奉納される地区もある。神幸

祭を終えると、里山の各地で田植えがはじまる。また、添田地区の添田神社の神幸祭は、英彦山にまつわる神幸祭と祇園祭の流れを汲むもので、昼は「ヤマ」と呼ばれる山車に稻穂を象ったバレンを飾り付けて日田道を巡行し、夜はバレン飾りを提灯に付替え、祇園祭の山鉾山車として町内を廻っている。

そのほか、英彦山の東の玄関口に位置する高住神社は、牛馬の守神として信仰をあつめ、万物成就を願う「神幸祭（豊前坊丑日祭）」が執り行われる。神幸祭での六角神輿の御神幸や牛くじは、英彦山の秋の風物詩となっている。そのほか、英彦山に伝承されてきた修驗道の修法として、「豊前坊採燈護摩供」が今日まで受け継がれており、高住神社の境内で執り行われている。

また、町指定の文化財である彦山踊りの流れを汲む落合、津野地区の「松坂踊り」や、落合、中元寺地区の「ひよひよ踊り」が、盆踊りとして伝承されている。

地域の工芸品は、約800年の歴史を持つ土鉢であり、英彦山詣での際に持ち帰る風習のある「英彦山がらがら」、修驗道の山伏とイメージが結びついた天狗をモチーフとする「英彦山面」が現在もつくられている。

食文化は、「柚子こしょう」、「豆腐」、「おひら」がある。柚子こしょうは、英彦山の坊舎の柚を利用して考案・販売した本町の「柚乃香」が元祖といわれている。豆腐は英彦山の坊舎や旅館等で振舞われたもので、現在も英彦山の清水を使い、昔ながらの製法で作られている。おひらは昆布やかまぼこ、タケノコ、タイを使った伝統料理であり、英彦山権現講等において振舞われる。



柱松神事



御潮井採り



御田祭



神幸祭



野田獅子樂



落合獅子樂



添田地区の神幸祭



神幸祭（豊前坊丑日祭）



豊前坊採燈護摩供



英彦山がらがら



英彦山面（天狗面）



柚子こしょう



豆腐



おひら

3) 記念物

遺跡は46件あり、英彦山地区の坊舎跡、石塔類、修行窟が多く、そのほかに各地区に存在する古墳や寺跡、城跡等の遺跡がある。

名勝地は48件あり、その多くは「門坊庭園」等の英彦山門前の庭園である。

動物、植物、地質鉱物は4件あり、英彦山地区の「材木石」、「ヒコサンヒメシャラ」、中元寺地区の「諏訪神社境内の勝木の森」、添田地区の「市場堂御旅所の楠の木」がある。



門坊庭園



材木石

4) 埋蔵文化財

埋蔵文化財は25件あり、津野地区の「後遺跡」等の縄文時代の集落跡、「野田古墳」等の古墳、縄文時代から鎌倉時代までの複合遺跡である中元寺地区の「宮ノ前遺跡」や「観音寺遺跡」がある。

(3) 関連する制度

1) 添田町歴史的風致維持向上計画

「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき策定した計画であり、第1期計画が平成26年（2014）5月に、第2期計画が令和6年（2024）3月に主務大臣より認定を受けた。この計画では、本町の維持向上すべき歴史的風致として、6つのテーマに分類した上で12の歴史的風致を挙げ、英彦山区域（英彦山地区）と添田本町等区域（添田地区）を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に取り組んでいる。

また、重点区域内に位置し、歴史的風致を形成し、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定し、その保護に向けた取り組みを進めている。

表 添田町の歴史的風致（資料：「添田町歴史的風致維持向上計画（第2期）」（令和6年（2024））、添田町）

1. 英彦山神宮にまつわる歴史的風致	1-1. 柱松神事にみる歴史的風致
	1-2. 御潮井採りにみる歴史的風致
	1-3. 御田祭にみる歴史的風致
	1-4. 神幸祭にみる歴史的風致
2. 添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致	
3. 英彦山水系流域と民俗芸能にみる歴史的風致	3-1. 津野神楽にみる歴史的風致
	3-2. 落合獅子楽にみる歴史的風致
	3-3. 野田獅子楽にみる歴史的風致
4. 彦山踊りにみる歴史的風致	
5. 英彦山権現講をはじめとする英彦山詣でにみる歴史的風致	
6. 高住神社にまつわる歴史的風致	6-1. 神幸祭（豊前坊丑日祭）にみる歴史的風致
	6-2. 豊前坊採燈護摩供にみる歴史的風致

表 歴史的風致形成建造物指定候補（資料：「添田町歴史的風致維持向上計画（第2期）」（令和6年（2024））、添田町）

番号	名称	所在地 (地区)	指定区分
1	英彦山神宮参道（町道1号）	英彦山	—
2	正応坊	英彦山	—
3	中村家住宅	添田	町の指定文化財
4	宮崎家住宅	添田	—
5	御成門	添田	—
6	花山旅館	英彦山	—
7	富士屋旅館	英彦山	—
8	正賢坊	英彦山	—
9	中央旅館	英彦山	—
10	白梅旅館	英彦山	—
11	高住神社	英彦山	—

5. 文化財に関する既往の把握調査

(1) 文化財把握調査の実施状況

これまでに、福岡県教育委員会を中心に、民家や社寺、近代化遺産等の建造物、古文書、民謡や民俗芸能、近年に祭り・行事や窯業関係遺跡等、全県域を対象とする様々な文化財調査が実施されている。

また、添田町教育委員会を中心に、「英彦山総合調査報告書」（平成28年（2016））をはじめとし、英彦山周辺の建造物や民俗文化財、庭園等の調査が行われてきた。そのほか、添田町教育委員会は遺跡調査を中心に個別の文化財調査を実施している。

本町域で実施された文化財に関する主な調査報告は以下のとおりである。

表 本町域で実施された文化財に関する主な既往調査報告

番号	書籍名	発行者	発行年	備考
1	史蹟名勝天然紀念物調査報告書 第七輯	福岡県	昭和7年 (1932)	記念物
2	福岡県史跡名勝記念物調査報告書	福岡県	昭和42年 (1967)	記念物
3	津野 福岡県田川郡添田町津野地区民俗資料緊急調査報告書	田川郷土研究会	昭和42年 (1967)	民俗文化財
4	福岡県の民家 緊急調査報告書	福岡県教育委員会	昭和47年 (1972)	建造物
5	昭和47年度英彦山民俗資料緊急調査報告書 英彦山の民俗	添田町教育委員会	昭和48年 (1973)	民俗文化財
6	九州の石塔-福岡県の部	福岡県教育委員会	昭和49年 (1973)	有形文化財
7	福岡県古文書等所在確認調査報告書	福岡県文化会館	昭和52年 (1977)	有形文化財
8	『福岡県遺跡等分布地図』田川市・田川郡編	福岡県教育委員会	昭和52年 (1977)	遺跡
9	山伏の住む英彦山 英彦山伝統的建造物群保存地区調査概要	添田町教育委員会	昭和53年 (1978)	古文書・古記録
10	英彦山・求菩提山仏教民俗資料緊急調査報告書	元興寺文化財研究所	昭和53年 (1978)	民俗文化財
11	福岡県の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書	福岡県教育委員会	昭和59年 (1984)	建造物
12	英彦山修験道遺跡 福岡県添田町所在英彦山修験道遺跡の調査	添田町教育委員会	昭和60年 (1985)	遺跡
13	福岡県民俗地図 緊急民俗文化財分布調査報告書	福岡県教育委員会	昭和56年 (1981)	民俗文化財
14	福岡県の民謡 民謡緊急調査報告書	福岡県教育委員会	昭和62年 (1987)	民俗文化財
15	福岡県の諸職 福岡県諸職関係民俗文化財調査報告書	福岡県教育委員会	平成2年 (1990)	民俗文化財
16	福岡県の民俗芸能 福岡県民俗芸能緊急調査報告	福岡県教育委員会	平成4年 (1992)	民俗文化財
17	福岡県の近代化遺産 日本近代化遺産総合調査報告	福岡県教育委員会	平成5年 (1993)	建造物、遺跡
18	庄原遺跡 発掘調査概報	添田町教育委員会	平成6年 (1994)	遺跡
19	添田町文化財調査報告書 第3集 英彦山大河辺山伏墓地	添田町教育委員会	平成8年 (1996)	遺跡
20	福岡県の絵馬 歴史資料調査報告書	福岡県博物館協議会	平成9-12年 (1997-2000)	歴史資料
21	薬師遺跡 県営圃場整備事業(担い手育成型)落合・樹田地区に伴う発掘調査	添田町教育委員会	平成17年 (2005)	遺跡
22	津野遺跡群 県営中山間地域活性化基盤整備事業(遊農津野地区)に伴う発掘調査	添田町教育委員会	平成19年 (2007)	遺跡

番号	書籍名	発行者	発行年	備考
23	中元寺遺跡 1 県営経営体育成基盤整備事業（中元寺地区）に伴う埋蔵文化財発掘調査	添田町教育委員会	平成 21 年 (2009)	遺跡
24	中元寺遺跡 2 県営経営体育成基盤整備事業（中元寺地区）に伴う埋蔵文化財発掘調査	添田町教育委員会	平成 22 年 (2010)	遺跡
25	樹田遺跡 経営圃場整備事業(担い手育成型)落合・樹田地区に伴う埋蔵文化財発掘調査	添田町教育委員会	平成 23 年 (2011)	遺跡
26	豊前神楽調査報告書	福岡県文化財調査研究委員会	平成 24 年 (2012)	民俗文化財
27	平成 25 年度英彦山建造物調査	(株)河上建築事務所	平成 26 年 (2014)	建造物
28	福岡県の中近世城館跡 福岡県中近世城館遺跡等詳細分布調査報告書 3	福岡県教育委員会	平成 28 年 (2016)	遺跡
29	英彦山総合調査報告書（本文編）	添田町教育委員会	平成 28 年 (2016)	有形文化財、民俗文化財、記念物等
30	英彦山総合調査報告書（資料編）	添田町教育委員会	平成 28 年 (2016)	有形文化財、民俗文化財、記念物等
31	知恩寺跡 福岡県田川郡添田町添田所在遺跡の調査/県道英彦山添田線改良事業関係埋蔵文化財調査報告	九州歴史資料館	平成 29 年 (2017)	遺跡
32	福岡県の近代和風建築 福岡県近代和風建築総合調査報告書	福岡県教育委員会	平成 30 年 (2018)	建造物
33	英彦山庭園調査報告書	添田町教育委員会	平成 31 年 (2019)	遺跡
34	福岡県の戦争遺跡	福岡県教育委員会	令和 2 年 (2020)	建造物、遺跡
35	福岡県の祭り・行事 福岡県「祭り・行事」調査事業	福岡県教育委員会	令和 6 年 (2024)	民俗文化財
36	福岡県の近世窯業関係遺跡	福岡県教育委員会	令和 6 年 (2024)	遺跡

(2) 既往調査の成果と課題

前記の把握調査および本計画における整理により、町内に所在する文化財の分類ごとの把握調査の実態を以下にまとめる。建造物及び書跡・典籍以外の類型はすべて一部調査のみにとどまっており、全体的な把握調査が必要となっている。特に、無形の民俗文化財は、少子高齢化により継承が危ぶまれるものがあることが想定され、調査の緊急性と重要性が高いといえる。

表 文化財の把握状況

大分類	中分類	状況
有形文化財	建造物	○
	絵画	△
	彫刻	△
	工芸品	△
	書跡・典籍	○
	古文書	△
	考古資料	△
	歴史資料	△
無形文化財		△
民俗文化財	有形の民俗文化財	△
	無形の民俗文化財	△
記念物	遺跡	△
	名勝地	△
	動物、植物、地質鉱物	△
文化的景観		○
伝統的建造物群		○
埋蔵文化財		△
文化財の保存技術		○

○：調査済

△：一部調査済

×：調査未実施

第2章 歴史文化の特性

1. 添田町の歴史文化の特性

第1章の添田町の概要（自然的・地理的環境、社会的環境、歴史的環境、文化財の概要）を踏まえ、本町の歴史文化の特性を7つに整理する。

①英彦山を頂とする厳しくも豊かな自然環境

【概要】

本町を象徴する靈峰「英彦山」は、豊かな自然と生態系を育んでおり、古くから人々の信仰を集め、地域の文化の形成に大きな役割を果たしている。

本町の南側、大分県境に位置する靈峰「英彦山」は、低山が連なる筑紫山地の高峰として筑豊盆地のどこからでもその姿が望める。本町の大部分は山間部であり、南部の英彦山山麓から北西に向かって狭小な盆地が広がる。火山活動と河川の浸食で形成された本町の地形は、雄大な自然景観を生み出している。また、北西側の平野部と英彦山山頂は、標高差1,100m以上あり、山間部は冬季冰点下まで下がる等、気象条件が大きく異なるために本町の植生は多様である。英彦山は自然崇拝の靈場として古代から人々により大切に護られてきたことも相まって豊かな生態系が育まれている。また、「水分神の山」として遠賀川、今川等の主要河川が英彦山を源として、里山の集落を通り、田畠を潤している。

英彦山を頂きとする地形・植生・水系による厳しくも豊かな自然環境は、人々の信仰に護られ、耶馬日田英彦山国定公園に選定された美しい景観も育み、本町の歴史文化の特性といえる。



英彦山と周辺の山々



冬の英彦山参道の様子

②英彦山から流れる河川沿いに広がる黎明期の人々の営み

【概要】

英彦山から流れる河川沿いでは、縄文時代から平安時代の遺跡や出土品が多く見つかり、豊かな自然を背景として古代からの人々の生活が営まれている。

本町は英彦山の地形や植生による豊かな自然環境を背景として、今川、彦山川、中元寺川に面した山あいの扇状地や河岸段丘を利用して縄文時代から人々の営みが育まれてきた。9,000年前の狩猟用落し穴遺構や土壙墓出土のヒスイ製大珠等、当時の暮らしぶりがうかがわれる遺跡や出土品が津野地区の今川沿いで発見され、彦山川に面した丘陵部では弥生時代の青銅器鋳型の出土や古墳が確認されている。中元寺地区の中元寺川等で奈良時代から平安時代の地方官庁跡と見られる建物跡や遺物が出土している。

英彦山から流れる河川沿いで確認された縄文時代から奈良・平安時代にかけての遺跡や出土品から読み取れる特徴的な人々の営みは、本町の黎明期の歴史文化の特性といえる。



宮の前遺跡と中元寺川



観音寺遺跡



後遺跡の土壙墓

③英彦山修験道の伝統行事

【概要】

英彦山修験道を起源とする五穀豊穣を願う農耕儀礼は、形を変えながら今まで続けられている、地域の歴史を象徴する伝統行事である。

英彦山の「松会」祭礼は、平安時代中頃の修験道成立期に始まったとされる豊穣祈願の重要な行事であった。明治維新の廃仏毀釈、神仏分離の影響により修験道が途絶えた後は、開催時期や形を変えつつ、現在まで英彦山神宮の一連の祭事として継承されている。これらの祭事は、1年の豊作と泰平を祈る柱松神事から始まり、参道の清め祓いに用いる御潮井を汲み、参道をお清めする御潮井採り、五穀豊穣を祈願する御田祭、神幸祭の順に行われ、多くの参詣者を集めている。

また、農耕の神として信仰される高住神社の神幸祭は、英彦山の秋の風物詩となっており、その後高住神社境内で採燈護摩供も執り行われている。

英彦山修験道に由来する農耕儀礼の伝統行事が英彦山神宮、高住神社の祭事として今まで継承されていることは、本町の歴史文化の特性といえる。



英彦山神宮の神幸祭



高住神社の採燈護摩供



英彦山神宮の御潮井採り

④英彦山山麓に伝承された盆踊り

【概要】

「彦山踊り」をはじめとする英彦山山麓の盆踊りは、夏の風物詩として、歴史的な景観の中で風情を生みだしている。

8月孟蘭盆会に、英彦山山麓の各集落の祖靈祭で英彦山修驗道に由来する盆踊りが催される。英彦山門前地区の「彦山踊り」は、英彦山門前において笛・太鼓・三味線の鳴り物の音頭と口説きの節に合わせ、踊り手たちが輪になって踊る。彦山踊りは室町時代に京都から伝わったと言われ、英彦山の山伏によって踊り伝えられたものが、地域住民によって今日まで継承されている。8月14日の祖靈祭の後、新盆の家の前や参道沿いの神苑や溜りと呼ばれる広場で大きな輪をつくり、菅笠姿の踊り手が口説きに合いの手を入れながら踊り、英彦山の歴史的な景観の中で風情を生んでいる。この彦山踊りの流れを汲む「松坂踊り」は落合、津野地区をはじめ、田川地方で多く踊られており、また、「ひよひよ踊り」も落合、中元寺地区をはじめ、英彦山山麓域で古くから盆踊りとして伝承されている。

英彦山山麓の集落を中心に伝承された夏の風物詩である祖靈供養の盆踊りは、本町の歴史文化の特性といえる。



彦山踊り



英彦山参道での彦山踊りの様子

⑤英彦山権現講をはじめとする多様化する英彦山詣で

【概要】

英彦山権現講を中心に九州一円に広まった英彦山詣では、現在も代参や授与品を通じて信仰が受け継がれているとともに、登山といった行楽も加わりながら続いている。

英彦山権現講は、英彦山を信仰する地域の祭礼組織であり、江戸時代には42万戸に達した檀家の英彦山参詣として「彦講」や「権現講」と呼ばれた。古来、英彦山山伏は「歩き」と称して九州各地の檀家まわりを行い、祈祷札や薬を配ることで布施を受けていたが、檀家は彦講、権現講として英彦山参詣を行っていた。松会参詣者8万人という記録もあり、英彦山信仰が九州一円に広がっていたことがわかる。現在でも、佐賀県を中心に代参者を決めて英彦山詣でを行う地区があるほか、神札や英彦山がらがらを授与所から持ち帰る等の風習が今も見られる。

明治時代以降、英彦山山伏坊舎が衰退した後は、英彦山門前で坊舎が旅館業に転じた花山旅館等が檀家の宿泊先となった。また、これらの旅館は筑豊各地からの炭坑労働者の慰労場所や保養所としても利用され、昭和30年代に登山ブームが起こると英彦山に多くの登山客が訪れた。現在も秋の行楽シーズンには賑わいをみせている。

御田祭、神幸祭等の年中行事や登山を通じて、英彦山に多くの人々が参詣する光景は、現在も英彦山信仰が息づいている姿をあらわしており、本町の歴史文化の特性といえる。



山開きでの英彦山神宮上宮参詣の様子



山開きでの英彦山神宮上宮参詣の様子



登山道の様子

⑥里山にひろがる農耕と奉納芸能

【概要】

英彦山から始まる神幸祭は水の流れのように周辺の里山に広がり、そこで奉納される神楽や獅子樂等は英彦山への信仰と里山の農耕文化の結びつきを今に伝えている。

農耕の予祝祭として行われる神幸祭は英彦山から始まり、英彦山を源とする河川の水の流れとともに下流地域に広がるように、4月から5月の間に時期をずらしながら英彦山山麓、里山、平野部の各集落で行われている。4月上旬、稻穂神である天忍穗耳命の神輿が下る英彦山神宮の神幸祭が行われると、里山の各地域でも神幸祭が行われ、その後田植えが始まる。清流を引き込み、棚田の稻作をはじめとしてさまざまな野菜や花卉等の作物が作られている。

里山の各集落の神幸祭は神輿が御旅所に着座すると神楽や獅子舞、楽打ちが奉納される。落合地区や野田地区で勇壮な獅子舞が舞われ、その後、子供たちが輪になって笛等のお囃子にのせて太鼓を代わるがわる打つ樂打ちが奉納される。津野地区の上津野、下津野の高木神社で修驗道文化の影響を受けた豊前神楽の流れを汲む津野神楽が執り行われ、御先鬼が神々を迎える舞を舞う。

英彦山からの清流を用いて営まれる農耕と、その豊穣を祈念し各集落の神幸祭で舞われる神楽や獅子樂等の奉納芸能は、英彦山と里山との深いつながりを示しており、本町の歴史文化の特性といえる。



里山の田園風景



野田獅子樂



津野神楽

⑦英彦山参詣道「日田道」と添田本町のまつり

【概要】

英彦山参詣道である日田道の宿場町として栄えた添田本町の神幸祭は、歴史的建造物が残るまちなかをバレン飾りの山車が巡行し、かつての繁栄に根差した文化が息づいている。

添田地区の添田本町は、岩石城の麓、小倉城下と天領日田を結ぶ街道である通称日田道沿いに形成され、英彦山参詣の街道宿の役目を果たして繁栄した。添田本町に国指定文化財である中島家住宅や大庄屋中村家の御成門等があり、道中の野田地区に英彦山の松会参詣に草履替えの場所であった庄屋宮田家や、その屋敷前にかつての高札場がある等、歴史的建造物が往時の風情を伝える。

添田本町で行われる、添田神社の神幸祭は「ヤマ」と呼ばれる山車に稻穂を象ったバレンを飾り付け、日田道を巡行し、当日の夜は提灯飾りを灯した祇園祭の山鉾山車に姿を変え町内を廻っている。翌日祭りが終わると稻穂飾りの「バレン」を輪にして、屋根に投げ上げたり、玄関先に飾って無病息災を祈っている。

英彦山参詣道日田道の要衝の地として栄えた面影を残す町並みと、その内で行われる添田神社の神幸祭は、当時の繁栄により育まれた人々の営みと文化を今に伝えており、本町の歴史文化の特性といえる。



岩石山と添田本町のまち並み



添田神社の神幸祭の様子

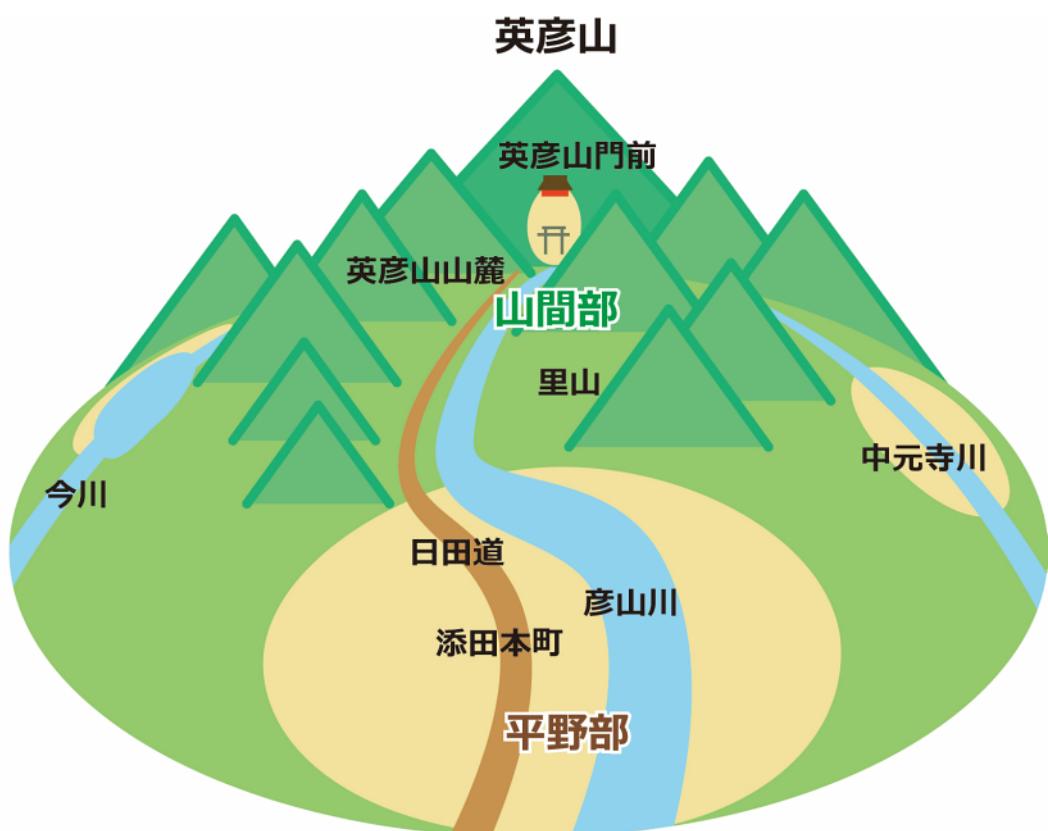


添田神社の神幸祭の様子

2. 歴史文化の特性のまとめ

本町の歴史文化の特性は、英彦山を中心として人々が往来し、文化を創造し、歴史を刻むことで、独自の歴史文化が育まれてきた。英彦山を頂きとする厳しくも豊かな自然環境の中で、河川沿いに人々の営みが生まれる。英彦山修験道が発展し、英彦山神宮や高住神社、英彦山門前において祭礼や民俗芸能が今日まで伝承され、九州一円から多くの人が英彦山参詣に訪れている。また、山間部の英彦山山麓や里山の集落において、英彦山を水源とする水分信仰と深く結びついた神幸祭で豊穣を祈る民俗芸能が奉納され、平野部において、英彦山参詣路日田道の要衝として添田本町が発展したことで、現在も重要文化財中島家住宅をはじめとする歴史的な町並みの中で、豪華な山車が巡幸し、かつての面影を今に伝えている。

以上を踏まえ、本町の歴史文化の特性のまとめを「靈峰英彦山の下で育まれた歴史文化」とする。



- ①英彦山を頂とする厳しくも豊かな自然環境
- ②英彦山から流れる河川沿いに広がる黎明期の人々の営み
- ③英彦山修験道の伝統行事
- ④英彦山山麓に伝承された盆踊り
- ⑤英彦山権現講をはじめとする多様化する英彦山詣で
- ⑥里山にひろがる農耕と奉納芸能
- ⑦英彦山参詣道「日田道」と添田本町のまつり

第3章 添田町の将来像

1. 添田町の将来像

本町は靈峰英彦山の山懷に抱かれながら、山間部の英彦山門前をはじめとする英彦山山麓や里山の集落、添田本町等の平野部において、豊かな歴史文化を育んできた。

こうした本町の歴史文化の証となるのが文化財である。町内には、英彦山周辺を中心に、有形・無形を問わず、多種多様な文化財が存在し、地域の人々の営みの中で、守り、伝えられてきた。

一方、人口減少・少子高齢化によって、維持が困難となる文化財も増えており、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響により、継承が危ぶまれる祭礼や民俗芸能もある。

本町は、文化財の保存・活用によるまちづくりの将来像に「英彦山とつながる歴史文化と人の営みを通じた、交流と活力のあふれるまち」を掲げる。

まず、地域住民、行政、文化財所有者等、町内外の民間の活動団体等、学術機関等が連携して英彦山を中心とした文化財の保存・活用に取り組む。そして、町内各地の文化財は英彦山に縁があるものが多いため、文化財の保存・活用と英彦山を関連付け、ネットワーク化し、取組みの効果を町全体に波及させる。これらの取組みを継続することで、現代における英彦山と本町全体の歴史文化、人の営みのつながりをつくり、住む人と訪れる人が、それら文化財を通じて添田町に愛着を持ち、交流と活力のあふれるまちの実現を目指す。

＜添田町の将来像＞

英彦山とつながる歴史文化と人の営みを通じた、
交流と活力のあふれるまち

2. 将来像の実現に向けた基本的な4つの柱

添田町の将来像「英彦山とつながる歴史文化と人の営みを通じた、交流と活力のあふれるまち」の実現に向けて、「（1）文化財の調査」、「（2）文化財の保存」、「（3）文化財の活用」、「（4）文化財の保存活用の体制」の4つを基本的な柱として整理し、本町の文化財の保存・活用を推進する。

（1）文化財の調査

- ・文化財を把握し、文化財の保存・活用を進めるための基礎的な情報を整理する

（2）文化財の保存

- ・町の歴史文化を未来に伝え、文化財を活用するために文化財を保存する

（3）文化財の活用

- ・文化財の価値を伝え、地域に交流と活力を生み出すために文化財を活用する

（4）文化財の保存・活用の体制

- ・地域内外の文化財に係る関係者と連携し交流の輪を広げ、文化財の保存・活用のための体制を構築する

第4章 文化財の保存・活用の課題と方針

1. 基本的な考え方

本計画の町の将来像として掲げる「英彦山とつながる歴史文化と人の営みを通じた、交流と活力のあふれるまち」の実現に向け、文化財の保存・活用の課題と方針について、「（1）文化財の調査」、「（2）文化財の保存」、「（3）文化財の活用」、「（4）文化財の保存活用の体制」に分けて整理する。

2. 文化財の保存・活用の課題と方針

（1）文化財の調査

文化財を把握し、基礎的な情報を整理することは今後文化財の保存・活用を進めるうえで重要である。

本町は福岡県等と連携しながら、これまで多くの文化財に関する調査を実施し、文化財に関する知見を蓄積してきた。

一方、本町は美術工芸品、無形文化財、民俗文化財、記念物等の未指定文化財の調査が不十分であり全てを把握できていない。また、英彦山周辺を中心に古文書等の把握及び詳細調査が不十分である。

そして、調査した文化財に関する情報を整理して一元的に管理することも必要である。

そのため、文化財の調査に関する課題を整理するとともに、文化財の調査の方針を設定する。

課題	方針
・美術工芸品、無形文化財、民俗文化財、記念物等の未指定文化財の調査が不十分である	→美術工芸品、無形文化財、民俗文化財、記念物等の未指定文化財の把握調査の推進
・古文書等の把握及び詳細調査が不十分である	→古文書等の把握及び詳細調査の推進
・把握している文化財の情報を一元的に管理できていない	→文化財の情報整理の推進

(2) 文化財の保存

町内の文化財を保存することは、本町の歴史文化を未来に伝えるとともに、交流と活力あふれるまちに向けて文化財を活用するためにも重要である。本町はこれまで、文化財の指定や保存修理とその維持管理等により、文化財の保存につとめてきた。

しかし、史跡英彦山の維持管理や保存整備が不十分であったり、英彦山門前や日田道を中心に未指定文化財の建造物は毀損が進んでいる。埋蔵文化財は、開発等により滅失のおそれがある。そのため、これら文化財の保存管理をより一層進めていく必要がある。

また、各地区で継承されてきた祭礼や芸能等の無形文化財は、少子高齢化や価値観の多様化による担い手不足、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、文化財の保存に関する担い手の負担が大きくなっており、その活動の継承が危惧される。

そのほか、古文書や調査による出土遺物、本町に寄贈された資料の適切な維持管理、文化財を取り巻く周辺環境の保全を行う必要がある。また、文化財の防災対策についても、文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」等を参考にしながら進めていく。

そのため、文化財の保存に関する課題を整理するとともに、文化財の保存の方針を設定する。

課題	方針
・指定文化財の適切な保存が必要である	→指定文化財の保存の推進
・埋蔵文化財が滅失するおそれがある	→埋蔵文化財の保存管理の推進
・文化財所有者等に維持管理のノウハウが少なく、相談相手もいない等、保存状態の悪化するおそれがある	→文化財所有者等への維持管理の指導及び支援の推進
・町所有の指定文化財の建造物の適切な保存管理が必要である	→町所有の指定文化財の建造物の保存管理の推進
・出土遺物や所蔵資料等の維持管理が不十分である	→出土遺物や所蔵資料等の適切な維持管理の推進
・国指定史跡英彦山の維持管理、保存整備が不十分である	→国指定史跡英彦山の維持管理、保存整備の推進
・未指定文化財の建造物の毀損が進み、保存状態が悪化している	→未指定文化財の建造物の修理の推進
・祭礼や芸能等の無形の民俗文化財の保存に関わる担い手への負担が大きく、活動の継承が危惧される	→祭礼や芸能等の無形の民俗文化財の保存に関わる担い手の支援
・古文書等の劣化が進んでいる	→古文書等の保存管理の推進
・文化財建造物は火災や地震により滅失するリスクがある	→文化財建造物の火災・地震対策の推進
・文化財所有者等の防災・防犯意識をより高める必要がある	→文化財所有者等の防災・防犯意識向上に向けた普及啓発の推進
・文化財が災害で被災した場合、関係者間で十分な連携が取れないおそれがある	→文化財の被災に対応する連携体制構築の推進
・地震等の災害により展示文化財が損傷するおそれがある	→展示文化財の防災対策の推進
・開発行為や不十分な管理等により、文化財を取り巻く周辺環境が損なわれるおそれがある	→文化財を取り巻く周辺環境の保全の推進

（3）文化財の活用

文化財を活用することは、文化財の価値を地域内外の人に広く伝え、愛着を育み、町に交流と活力をもたらすために重要であるとともに、観光産業との連携による維持管理の動機付け等、文化財を保存していくうえでも推進が必要な取組みである。

本町はこれまで、文化財を活かし輝かせるために、英彦山を中心に周辺環境の整備を推進してきた。また、民間の活動団体等を中心に、英彦山周辺を舞台にしたイベントやガイドツアー等の取組みが行われている。

しかし、本町内に利用されていない未指定文化財の建造物や保存状態が悪い等の制約により公開できない指定文化財があるほか、文化財周辺の便益施設が老朽化し不足しており、英彦山周辺の環境整備も不十分な状況である。

また、地域住民の郷土の愛着を育み、町外の人へ添田町の魅力を伝えるための歴史文化の情報発信や普及啓発、観光や交流に関する取組みも十分ではなく、文化財や本町の歴史文化の魅力を十分に活用できているとはいはず、より一層の取組みの推進が必要である。

そのため、文化財の活用に関する課題を整理するとともに、文化財の活用の方針を設定する。

課題	方針
・利用されていない未指定文化財の建造物がある	→未指定文化財の建造物の活用と整備の推進
・資料の劣化や保管環境の制約等により、公開できない指定文化財がある	→指定文化財公開の代替手段の検討の推進
・文化財周辺の便益施設が老朽化し、不足している	→文化財周辺の便益施設等の整備
・英彦山周辺の環境整備が不十分である	→英彦山周辺の環境整備の推進
・町の歴史文化の情報発信や普及啓発が不十分である	→町の歴史文化の情報発信、普及啓発の推進
・町の歴史文化を活かした観光や交流の取組みが十分ではない	→町の歴史文化を活かした観光や交流の推進

(4) 文化財の保存・活用の体制

本町の文化財は、有形文化財の所有者や管理者、無形の民俗文化財の担い手といった人々（以下、「文化財所有者等」）の努力によって今日まで継承されてきた。本町もその取組みを支援してきたが、今後、少子高齢化に伴う担い手不足等により、文化財の保存・活用に係る労力を地域住民のみで担うことは難しく、文化財の保存・活用における体制構築や関係者間の連携の必要性がますます高まっており、庁内の体制強化や、行政、文化財所有者等、民間の活動団体等、地域住民が連携して文化財の保存・活用に取り組む必要がある。

そして、関係者と交流の輪を広げながら、文化財の保存・活用の担い手づくりにより積極的に取り組む必要がある。

そのため、文化財の保存・活用の体制に関する課題を整理するとともに、文化財の保存・活用の体制の方針を設定する。

課題	方針
・文化財の保存・活用を進めるための庁内体制が不十分である	→文化財の保存・活用に係る庁内体制の強化
・文化財の保存・活用を進めるための多様な主体間の連携が不十分である	→町と附属機関や関係行政団体等との連携体制の構築 →町と文化財所有者等、民間の活動団体等、地域住民、学術機関との連携体制の構築
・文化財を保存・活用する担い手が不足している	→文化財の保存・活用に係る担い手づくり

第5章 文化財の保存・活用に関する措置

1. 基本的な考え方

前章で示した4つの項目、「（1）文化財の調査」、「（2）文化財の保存」、「（3）文化財の活用」、「（4）文化財の保存・活用の体制」ごとに整理した課題に対する方針を実現するための措置となる事業について、事業内容、取組み主体、計画期間を示す。これらの措置は、町費・県費・国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）等）、その他民間資金等を活用しながら進めていく。

これらの措置を着実に実施していくことで、文化財の保存・活用を推進し、町の将来像「英彦山とつながる歴史文化と人の営みを通じた、交流と活力のあふれるまち」の実現を目指す。

ひこさん

2. 文化財の保存・活用に関する措置

（1）文化財の調査

文化財の調査に係る措置を示す。

方針	No.	措置	措置の内容	新規／継続	体制					実施期間			
					行政		地域			学術機関	前期	中期	後期
					添田町	町附属性機関	文化財所有者等	民間の活動団体等	地域住民				
美術工芸品、無形文化財、民俗文化財、記念物等の未指定文化財の把握調査の推進	1-1	未指定文化財の調査事業	調査が不十分である美術工芸品、無形文化財、民俗文化財、記念物等の未指定文化財の把握や資料収集、詳細調査を進める。	継続	◎	○	○			○	R8 R10	R11 R14	R15 R17
古文書等の把握及び詳細調査の推進	1-2	継続的な古文書等の把握及び詳細調査	町内に残る旧家等の協力を得ながら、古文書等の把握に努めるとともに、把握している古文書等の詳細調査を進める。	継続	◎	○	○			○			
文化財の情報整理の推進	1-3	文化財リストの更新	現在把握している文化財の情報を踏まえ、基礎情報や位置図を整理した文化財リストを更新する。	継続	◎								
	1-4	保管文化財の台帳作成	保管文化財の保存管理や活用を効果的に行うため、町が保管している文化財の情報の台帳を作成する。	継続	◎								

※◎：実施主体 ○：連携

※町附属性機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会ほか

(2) 文化財の保存

文化財の保存に係る措置を示す。

方針	No.	措置	措置の内容	新規／継続	体制					実施期間			
					行政		地域			学術機関	前期	中期	後期
					添田町	町附属性機関	文化財所有者等	民間の活動団体等	地域住民				
指定文化財の保存の推進	2-1	添田町文化財保護条例に基づく町費補助金の交付	指定文化財の保存・活用に係る事業を対象に、添田町文化財保護条例に基づいて事業費の一部を補助する。	継続	◎		○				R8 R10	R11 R14	R15 R17
	2-2	指定文化財の所有者からの国庫、県費補助金申請の進達	指定文化財の所有者へ補助金制度等を周知し、補助事業の導入や申請に関する手続きを支援する。	継続	◎		○						
	2-3	文化財の指定	未指定文化財の資料収集や詳細調査を進め、町として重要なものを新規に文化財に指定する。	継続	◎	○	○						
	2-4	動産の指定文化財の適切な保存場所の検討	動産の指定文化財を良好な状態で維持管理するために、文化財所有者等と町や学術機関が連携し、町外を含む適切な保管場所の検討を行う。	継続	◎	○	○			○			
埋蔵文化財の保存管理の推進	2-5	埋蔵文化財の照会の適切な対応	埋蔵文化財包蔵地や包蔵地認定の手続きを関係者に周知し、適切に対応する。	継続	◎								
文化財所有者等への維持管理の指導及び支援の推進	2-6	文化財の維持管理に関する実態把握	文化財の継続した維持管理に向けて、文化財の所有者等への聞き取り及び巡視により、維持管理の状況や課題を把握する。	継続	◎		○						
	2-7	文化財の維持管理に対する支援	文化財所有者等が行う日常的な維持管理に関する指導や助言を行う。	継続	◎		○						
町所有の指定文化財の建造物の保存管理の推進	2-8	町所有の指定文化財建造物の保存管理	重要文化財の中島家住宅と旧数山家住宅、町指定文化財の中村家住宅について、民間の活動団体等と連携し、適切な保存管理を行う。	継続	◎			○	○				
	2-9	中島家住宅保存活用事業	「中島家住宅保存活用計画」を踏まえつつ、文化財に指定されていない庭園等の保存活用整備を実施する。	継続	◎	○							
出土遺物や所蔵資料等の適切な維持管理の推進	2-10	出土遺物や所蔵資料等の適切な維持管理	発掘調査により出土した遺物や所蔵資料等の保管場所を確保し、適切に維持管理する。	継続	◎					○			
国指定史跡英彦山の維持管理、保存整備の推進	2-11	国史跡英彦山の維持管理に関する支援	文化財所有者等と密に連携し、史跡の構成要素の適切な維持管理に向けて助言・指導を行う。	継続	◎	○	○	○	○	○			
	2-12	国史跡英彦山の保存整備	「国指定史跡英彦山保存活用計画」及び「国指定史跡英彦山整備基本計画」に基づき、史跡の価値を堅実に保つための保存整備を実施する。	継続	◎	○	○			○			
	2-13	英彦山修験道関連資料の収蔵庫整備	国史跡英彦山に関連する資料の集約化と併せ、文化財収蔵庫の整備を検討する。	継続	◎		○						
未指定文化財の建造物の修理の推進	2-14	歴史的風致形成建造物修理事業(英彦山区域、添田本町等区域)	未指定文化財建造物のうち、歴史的風致形成建造物に指定した建造物の所有者等が実施する修理、活用等に係る費用の一部を助成する。	継続	◎	○	○	○					

※◎：実施主体 ○：連携

※町附属性機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会ほか

方針	No.	措置	措置の内容	新規／継続	体制					実施期間			
					行政		地域			学術機関	前期	中期	後期
					添田町	町附属機関	文化財所有者等	民間の活動団体等	地域住民				
祭礼や芸能等の無形の民俗文化財の保存に関する担い手の支援	2-15	民俗文化財等伝承支援事業	民俗芸能を行っている団体に対し、その活動の維持や後継者の育成のための経費の一部を助成する。	継続	◎			○	○		R8 R10	R11 R14	R15 R17
	2-16	無形の民俗文化財保存団体との意見交換会の実施	無形の民俗文化財の継承者の育成を図るために、支援事業の周知や意見交換会を実施する。	継続	◎			○	○				
古文書等の保存管理の推進	2-17	歴史的古文書保存活用事業	文化財に指定されていない古文書等について、後世に継承するため補修を行うとともに、デジタルデータ化を行う。	継続	◎								
文化財建造物の火災・地震対策の推進	2-18	指定文化財建造物に係る防災訓練の実施	指定文化財建造物を対象に文化財防火データにおける防災訓練を実施する。	継続	◎		○	○	○				
	2-19	指定文化財建造物の火災対策の支援	指定文化財建造物の所有者等へ、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に基づく火災対策の助言・支援を行う。	継続	◎		○	○					
	2-20	未指定文化財建造物の火災対策の支援	未指定文化財建造物の所有者等へ、火災対策のための防災設備導入や建造物の防火性能向上に関する助言を行う。	継続	◎		○						
	2-21	文化財建造物の地震対策の支援	文化財建造物の所有者等へ、地震対策として耐震診断や耐震補強に関する助言・支援を行う。	継続	◎		○						
文化財所有者等の防災・防犯意識向上に向けた普及啓発の推進	2-22	防災・防犯意識向上に向けた普及啓発	文化財所有者等に向けて、防災・防犯対策の情報を周知し、意識向上を図る。	継続	◎		○	○	○				
文化財の被災に対応する連携体制構築の推進	2-23	文化財の被災に対応する連携体制構築	文化財が被災した場合に備え、文化財所有者等や関係団体と連携し、発災時の連絡体制や初動体制、被害把握のための調査体制等を構築する。	継続	◎	○	○	○	○	○			
展示文化財の防災対策の推進	2-24	展示文化財の防災対策	美術館、資料館等で展示している文化財について、地震等の災害により損傷のおそれがないか確認し、必要に応じて対策を行う	継続	◎		○						
文化財を取り巻く周辺環境の保全	2-25	添田町景観計画の運用	添田町景観計画を適切に運用し、文化財周辺の景観の保全を図る。	継続	◎		○	○	○				
	2-26	自然公園法、森林法等の適切な運用	自然公園法や森林法等を適切に運用し、文化財周辺の自然の保全を図る。	継続	◎		○	○	○				
	2-27	地域と連携した周辺環境の維持管理	文化財周辺の地域住民や民間の活動団体等との連携により、支障木の伐採や草刈り、植栽の推進等、周辺環境の維持管理に努める。	継続	◎			○	○				

※◎：実施主体 ○：連携

※町附属機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会ほか

(3) 文化財の活用

文化財の活用に係る措置を示す。

方針	No.	措置	措置の内容	新規／継続	体制					実施期間			
					行政		地域			学術機関	前期	中期	後期
					添田町	町附属機関	文化財所有者等	民間の活動団体	地域住民				
未指定文化財の建造物の活用と整備の推進	3-1	民間事業者による未指定文化財建造物の活用と整備の推進	空き家バンク制度を活用し、未指定文化財建造物の活用や整備を促進し、地域の活性化を図る。	継続	◎		○	○			R8 R10	R11 R14	R15 R17
指定文化財公開の代替手段の検討の推進	3-2	指定文化財公開の代替手段の検討	資料の劣化や保管環境の制約等により、公開できない指定文化財について、レプリカ作成やパネル展示等、公開の代替手段を検討する。	継続	○		◎			○			
文化財周辺の便益施設等の整備	3-3	案内板等整備事業	老朽化した案内板等の取替え整備、未設置の文化財に案内板等を整備する。交通結節点等に総合案内板や誘導サイン等を整備する。	継続	◎		○						
	3-4	トイレや休憩所等の整備	文化財等の見学者の利便性を考慮し、使用頻度等を踏まえてトイレやベンチ等の便益施設を整備する。	継続	◎		○						
英彦山周辺の環境整備の推進	3-5	国史跡英彦山の活用整備	「国指定史跡英彦山保存活用計画」及び「国指定史跡英彦山整備基本計画」に基づき、史跡の価値を伝え、来訪者が安全に見学や体験をするための活用整備を実施する。	継続	◎		○						
	3-6	国史跡英彦山の文化財展示及びガイダンス施設の整備	国史跡英彦山の価値をより効果的に周知するための文化財展示及びガイダンス施設の整備を検討する。	継続	◎								
	3-7	宿坊施設の復活に向けた検討	観光地域づくり法人(DMO)と連携し、英彦山で途絶えた宿坊の復活に向け、飲食及び研修等の機能付加の導入も含めて検討する。	新規	◎		○	○	○				
	3-8	公共施設修景整備事業	スロープパーク花駅(旧英彦山小学校)を周辺景観と調和した材料や色彩の外観とする等の修景整備を行う。	新規	◎								
	3-9	九州自然歩道等の整備に向けた検討	九州自然歩道所管機関等と連携し、九州自然歩道等の安全確保のための防護柵の設置等を検討する。	継続	◎	○	○	○					
町の歴史文化の情報発信、普及啓発の推進	3-10	広報誌による情報発信	町広報誌の歴まちコラム等を通じて町の歴史文化や文化財の情報を発信する。	継続	◎		○	○					
	3-11	多様なパンフレットの作成	町の歴史文化に関し、小中学生向けや外国人向け等多様なパンフレットを作成し、情報発信を図る。	継続	◎		○	○					
	3-12	歴史習読本「知ってる？添田町の歴史」の改訂	歴史習読本「知ってる？添田町の歴史」の充実を図るための改訂を行う。	新規	◎								
	3-13	文化財に関するホームページやSNS等による発信	町のホームページやSNS等を活用し、文化財や調査成果等、町内外へ情報を発信する。	継続	◎		○	○					
	3-14	多言語対応の観光音声ガイドの設置	外国人来訪者への正確な情報提供のため、多言語対応の観光音声ガイド設備の設置を検討する。	新規	◎		○						
	3-15	普及啓発イベント事業	文化財を活かしたまちづくりや歴史的風致維持向上計画の推進のため、勉強会や講演会等の普及啓発のためのイベントを開催する。	継続	◎								
	3-16	文化財展示施設の適切な管理運営	「添田町埋蔵文化財収蔵庫(英彦山修験道館)」や「添田町美術館(岩石城)」等を適切に管理運営し、文化財を身近に感じられる機会を創出する。	継続	◎								

※◎：実施主体 ○：連携

※町附属機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会ほか

方針	No.	措置	措置の内容	新規 ／ 継続	体制					実施期間			
					行政		地域			学 術 機 関	前期	中期	後期
					添田町	町附属機関	文化財所有者等	民間の活動団体	地 域 住 民				
町の歴史文化を活かした観光や交流の推進	3-17	各種団体等と連携した交流イベント・体験イベント等の継続・開発	「英彦山門前町同好会」や「添田町観光ガイドの会」等と連携し、交流や体験イベント等の持続的な活動の展開やコンテンツの企画・開発の支援を行う。	継続	○		○	◎	○		R8 R10	R11 R14	R15 R17

※◎：実施主体 ○：連携

※町附属機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会ほか

(4) 文化財の保存・活用の体制

文化財の保存・活用の体制に係る措置を示す。

方針	No.	措置	措置の内容	新規／継続	体制					実施期間			
					行政		地域			学術機関	前期	中期	後期
					添田町	町附属機関	文化財所有者等	民間の活動団体等	地域住民				
文化財の保存・活用に係る府内体制の強化	4-1	職員の研修会等への参加	国や県、専門機関の主催する研修会等に参加し、文化財行政に携わる担当職員の資質向上を図る。	継続	◎						R8 R10	R11 R14	R15 R17
	4-2	府内関係課等と文化財担当の連携のための会議体の設置	文化財行政に関する情報を府内関係各課等で共有し、連携した取組みを推進するための会議体の設置を検討する。	継続	◎								
町と附属機関や関係行政機関等との連携体制の構築	4-3	県等の関係行政機関との連携	文化財の保存・活用に係る各種計画や制度の運用に際し、県等の関係行政機関と情報を共有し、連携を図る。	継続	◎								
	4-4	近隣市町村及び文化財所在市町村協議会等との連携	「福岡県市町村文化財保存整備協議会」等に参加し、近隣市町村との情報共有、広域での文化財調査に対応する。	継続	◎								
	4-5	文化財専門委員会の開催	専門的な知識を有する委員で組織された「文化財専門委員会」を定期的に開催し、事業内容の確認や評価、適切な指導・助言を得る。	継続	◎	◎							
	4-6	添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催	歴史文化や文化財を活かしたまちづくりを推進するため、「添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会」を定期的に開催し、事業内容の確認や評価、適切な指導・助言を得る。	継続	◎	◎		○	○				
	4-7	専門機関との連携体制の構築	多岐にわたる専門的知見を得るため、大学や博物館、研究機関との連携を図る。	継続	◎		○			○			
町と文化財所有者等、民間の活動団体等、地域住民、学術機関との連携体制の構築	4-8	文化財施設管理者、添田町観光ガイドの会等との連携体制の構築	来訪者への質の高い観光案内の提供に向けて、文化財施設管理者、添田町観光ガイドの会等と相互に連携を図る。	継続	◎			○					
	4-9	九州大学との連携体制の構築	国名勝英彦山庭園の1つが所在する九州大学農学部附属彦山生物学実験施設での特別公開イベントの実施等に向けて、所管する九州大学と連携体制の構築を図る。	継続	◎		○			○			
	4-10	協働による文化財の維持管理の推進	文化財や地域への愛着を育み、地域活動の活性化を推進するため、文化財所有者等だけでなく周辺の地域住民等と一体となった文化財の維持管理体制の導入を推進する。	継続	◎		○	○	○				
	4-11	指定管理者制度の導入の検討	歴史文化や文化財に関連する施設を効率的かつ効果的に質の高い管理運営を行うため、民間の活動団体等との連携による指定管理者制度の導入を検討する。	継続	◎			○					

※◎：実施主体 ○：連携

※町附属機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会ほか

方針	No.	措置	措置の内容	新規／継続	体制					実施期間			
					行政		地域			学術機関	前期	中期	後期
					添田町	町附屬機関	文化財所有者等	民間の活動団体等	地域住民				
文化財の保存・活用に係る担い手づくり	4-12	まちづくり団体育成支援事業	文化財の保存・活用に係るまちづくりを進める民間の活動団体等の活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。	継続	◎			○			R8 R10	R11 R14	R15 R17
	4-13	観光ガイド養成講座の開催	観光客への歴史文化や文化財の周知を担う「添田町観光ガイドの会」の充実を図るために、定期的に養成講座を開催する。	継続	◎			○	○				
	4-14	児童・生徒に対する意識向上推進事業	町内小中学校と協力しながら、授業への学芸員等の派遣、文化財の現地見学等の町内の歴史文化への意識向上に資する取組みを実施する。	継続	◎				○				
	4-15	小学生宿泊体験学習(英彦山青年の家)	英彦山の歴史文化等を学ぶ機会創出に向け、英彦山青年の家や小学校と連携し、教育委員会主催の小学生宿泊体験学習を提供する。	継続	◎			○	○				
	4-16	多言語対応した観光ガイドの育成	町内に残る文化財や観光ガイドの内容を、多言語で説明できるよう、添田町観光ガイドの会と連携して人材の育成を図る。	継続	◎			○	○				

※◎：実施主体 ○：連携

※町附屬機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史の風致維持向上計画推進協議会ほか

第6章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 基本的な考え方

添田町の文化財の保存・活用の推進体制の概要を示す。行政は、本町庁内においては主担当課である商工観光振興課を中心に、関係各課との庁内連携を図り、関係行政機関及び附属機関との連携体制を構築する。そして、行政と地域の文化財所有者等や民間の活動団体等、地域住民、学術機関が連携及び協働し、官民で一体となった文化財の保存・活用を推進する。

また、少子高齢化の進行する本町のおかれた状況を鑑み、町外を含む民間の活動団体等や地域住民との連携及び協働の輪を広げ、本町の文化財の保存・活用に関わる関係者を増やすことで、推進体制を強化することを目指す。

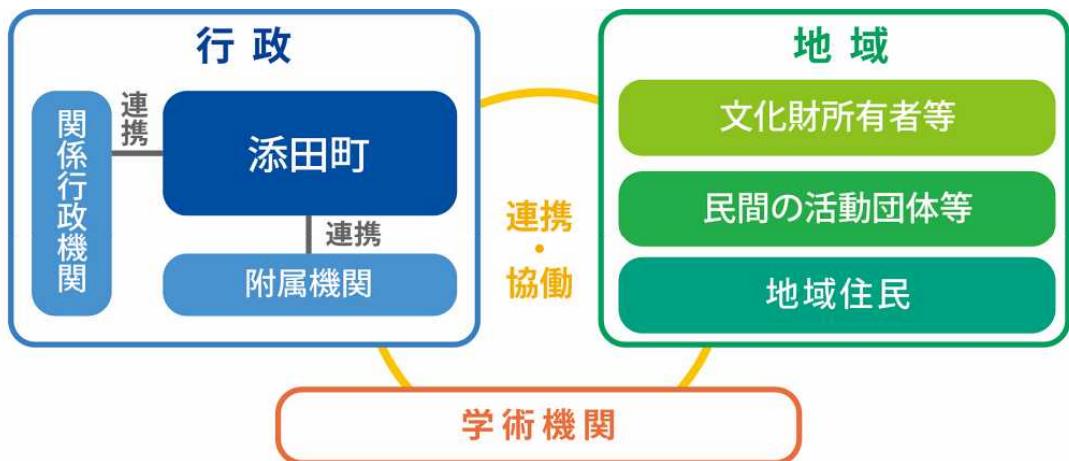


図 文化財の保存・活用の推進体制の概要

2. 文化財の保存・活用の推進体制

(1) 計画の推進体制

本町において、文化財の保存・活用の推進体制は以下の団体や人々により構成される。今後、本町の文化財の保存・活用を進める中で、以下の団体や人々以外も推進体制に加えていく。

行政
添田町
<ul style="list-style-type: none">・商工観光振興課歴史文化財係 業務内容：文化財保護行政 職員：4名（うち文化財保護技師2名〔歴史1名、考古学1名〕）・商工観光振興課英彦山振興室 業務内容：英彦山の総合的振興に関すること 職員：3名（うち地域プロジェクトマネージャー1名）
【主な関係課】 <ul style="list-style-type: none">・添田町教育委員会・まちづくり課・道路整備課・商工観光振興課・住環境整備課
【関係する町立施設】 <ul style="list-style-type: none">・添田町美術館岩石城・添田町歴史民俗資料館・山伏文化財室・英彦山修驗道館
附属機関 <ul style="list-style-type: none">・添田町文化財専門委員会 審議事項：文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議、これらの事項に関する教育委員会への建議 委員構成：定数8人以内・添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会 協議事項：歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議、連絡調整等 委員構成：9人以内
関係行政機関 <ul style="list-style-type: none">・福岡県・福岡県教育委員会・福岡県市町村文化財保存整備協議会・筑豊文化財行政連絡協議会・福岡県市町村名勝庭園連絡協議会・田川地区消防本部、添田分署・周辺自治体ほか

文化財所有者等

- ・個人
- ・社寺
- ・管理者、管理団体
- ・上落合須佐神社獅子楽保存会（上落合集落の獅子楽の継承）
- ・下落合獅子楽保存会（下落合集落の獅子楽の継承）
- ・上津野村づくり推進協議会（旧数山家住宅の管理）
- ・津野神楽保存会（津野集落の神楽の継承）
- ・野田獅子楽保存会（野田集落の獅子楽の継承）
- ・英彦山神輿を担ぐ会（英彦山神幸祭の神輿担ぎの継承）
- ・彦山踊り保存会（彦山踊りの継承）
- ・添田町活性化推進協議会（中島家住宅の指定管理）
- ほか

民間の活動団体等（主な活動内容）

- ・アカザを守る会（町内河川の淡水魚調査、河川清掃活動、青少年育成等）
- ・NPO法人「アートもん」（子供向け工作教室、木もくまつり in そえだ主催）
- ・添田町観光ガイドの会（歴史文化・観光案内）
- ・英彦山こてんぐ塾（環境学習、子供向け体験イベント（大人も体験）、自然歴史、文化）
- ・英彦山門前町同好会（英彦山に係る体験・勉強会・マップ作成）
- ・トチノキを守る会（県指定天然記念物「英彦山のトチノキ」の保護活動と周知）
- ・鷹巣原地域活性化委員会（高住神社で行われる祭礼の周知と伝統的活動の継承）
- ・落合こてんぐクラブアンビシャス広場（子供の居場所づくり、体験活動）
- ・中元寺の自然を愛する会（地域活動、イベント行事）
- ・英彦山を美しくする会（環境美化、利用施設整備）
- ・添田町知ってもらいたい隊（移住や関係人口づくりにつながるまちづくり活動）
- ・英彦山参道駆け上がり大会実行委員会（イベント実施）
- ・居・食・住研究会（駅前にぎわいマルシェ等イベント開催等）
- ・添田町商工会（各部会によるイベント実施）
- ・庄地区彦山川川づくり懇談会（草刈り、ごみ拾い等の美化・清掃活動）
- ほか

学術機関

- ・福岡県内の各博物館
- ・国立大学法人九州大学
- ほか

地域住民

- ・町民
- ・各行政区
- ・町内小中学校
- ・消防団
- ほか

（2）計画の進行管理

本計画は添田町の将来像の実現に向け文化財の保存・活用の方針、文化財の保存・活用に関する措置をアクションプランとして定めるが、アクションプランの進行状況を確認し管理する必要がある。

本町は、町の附属機関である添田町文化財専門委員会において、年度ごとに実施予定のアクションプランの説明と実施報告を行い、計画の進行に関する確認と助言を受ける。また、必要がある場合は、アクションプランの見直しを含めた助言を受ける。

そのほか、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会においても適宜情報共有を行う。

（3）文化財の保存・活用における防災・防犯体制

1) 発災前の防災体制

文化財所有者等の協力のもと、指定等文化財の定期的な状況確認を行い、現況や課題を把握するとともに、連絡体制を構築する。指定等文化財の状況を踏まえ、本町は指定等文化財の所有者等に対し、必要に応じて防災設備の充実や建造物の防災性能の向上について助言や支援制度の紹介等を行う。未指定の文化財についても可能な限り準用する。

火災対策は、毎年文化財防火デーにあわせて防災訓練を実施し、本町、消防署、文化財所有者等、消防団の連携強化を図る。

また、未指定を含む文化財リストの整理を進め、文化財の被災状況確認等に活用できるよう備える。

2) 発災時の防災体制

災害が発生した場合、添田町地域防災計画に基づき、設置される添田町災害対策本部の指示のもと、本町担当課は所掌事務に関する問合せ対応、所管施設等の状況把握及び応急復旧措置、指定避難所運営等の災害対応を行う。文化財に関しては、本町は被災状況を把握し、福岡県及び文化庁等に報告を行うとともに、災害の規模に合わせ、文化財リストをもとに被災状況調査及び文化財の救援・応急処置を実施、又は文化財所有者等による応急処置を指導・助言する。大規模な災害の場合は、福岡県を通じて、文化財防災センター等の外部支援（文化財レスキュー*・文化財ドクター**の派遣）の要請についても検討する。

救援・応急処置をした文化財について、文化財所有者等が復旧の主体となるが、指定等文化財は所有者等が復旧計画の策定を行い、本町が支援するとともに、必要に応じて福岡県や福岡県内の博物館等の関係機関の支援を受ける。未指定文化財は所有者等による保存処置の方法等の検討を本町が支援する。

本町及び福岡県等が大規模な災害復旧事業を行う際は、本町担当課が現地を確認し、埋蔵文化財の発掘調査が必要な区域を把握する。関係各所との調整をはかり、災害復旧事業の工程を踏まえて埋蔵文化財の発掘調査を実施する。その際、必要な場合は福岡県に支援を要請する。

文化財の被災状況、救護・応急処置、復旧等に関する情報をまとめ、災害対応の取組みとして記録を残し、町民や関係者の文化財防災意識の啓発に活用する。

* 自然災害により被災した美術工芸品を中心とする文化財等を緊急に保全し、廃棄・散逸や盜難の被害を防ぐため、応急措置や復旧に向けた技術的支援等を行う。

** 公益財団法人日本建築士会連合会を中心として、文化財建造物の被災状況の調査を実施するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置や復旧に向けた技術的支援等を行う。

3) 日常時の防犯体制

盜難等の犯罪に備えるために、文化財所有者等の協力のもと、指定等文化財の定期的な状況確認を行うことで、指定文化財の状態や管理状況を把握し、必要に応じて指定文化財の所有者に対して防犯設備の設置等の防犯対策の助言を行う。未指定の文化財に対しても可能な限り準用する。

4) 犯罪発生時の防犯体制

犯罪が発生した際には、文化財所有者等と連携し、警察への対応を支援する。盜難においては文化財の早期発見につながるよう、文化庁及び県に情報共有を行う。人為的な要因により文化財が毀損した場合には、その復旧に対して助言や技術的支援を行う。また、文化財が犯罪被害を受けた原因や課題についても整理する。

5) その他

防災・防犯対策における定期的な文化財の状況確認や文化財所有者等との連絡の中で、文化財の保存管理や活用、継承等に関する現状と課題を把握し、適切な助言を行うとともに、本町の文化財に関する保存・活用の施策に反映するよう努める。

添田町文化財保存活用地域計画

発行日 令和7年12月

発行・編集 添田町 商工観光振興課

〒824-0691

福岡県田川郡添田町大字添田2151

TEL 0947-82-1231（代表） FAX 0947-82-2869

HP <https://www.town.soeda.fukuoka.jp/>

